

別 冊

地震・津波対策に係る検討シート

防災強化検討PT報告書

平成24年 2月 1日

防災強化検討プロジェクトチーム（地震・津波に係る検討シート） 目次

地震・津波から県民の命を守る対策

施策の柱	施策項目	No
防災意識の醸成	1 地震の調査研究・施策の推進（危機管理課）	1
	2 防災知識の普及啓発	
	防災知識の普及啓発（危機管理課）	2
	多言語防災ガイドブックの作成・配付（国際課）	3
	2-2 防災教育の推進（保健体育課）	4
	3 ハザードマップ（津波・液状化）の周知	
	津波ハザードマップ（危機管理課）	5
	液状化危険度分布図・震度階級分布図（危機管理課）	6
地域ぐるみで災害に備える体制整備	4 災害用物資の備蓄（危機管理課）	7
	5 防災訓練の実施（実動的避難訓練）（危機管理課）	8
	6 市町村防災行政無線整備（確実な情報伝達）（危機管理課）	9
	7 災害時協力協定の拡充（危機管理課）	10
	8 消防団の充実・活性化（消防保安課）	11
自主防災組織の育成等	9 防災リーダーの育成等（危機管理課）	12
	10 自主的な防災活動の促進（危機管理課）	13
津波からの避難	11 避難誘導計画等の策定の促進（危機管理課）	14
	12 防災訓練の実施（実動的避難訓練）（危機管理課）	-
	13 避難所・避難路・津波避難ビルの整備等	
	避難所再点検による避難所の指定の促進（危機管理課）	15
	避難所への避難誘導標識等の設置の促進（危機管理課）	16
	津波避難ビルの指定促進（危機管理課）	17
	避難所運営マニュアルの策定の促進（危機管理課）	18
災害時要援護者対策	14 災害時要援護者支援プランの策定の促進	
	災害時要援護者支援プランの策定の促進（危機管理課）	19
	災害救援専門ボランティア（外国語通訳・翻訳）（国際課）	20
	「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」等の活用（医薬安全課）	21
	視聴覚に障害のある人への災害時の情報伝達・コミュニケーション支援（障害福祉課）	22

	15 福祉避難所等の設置促進（保健福祉課・障害福祉課）	23
防災拠点施設の整備等	16 防災拠点施設（代替施設）の整備等（危機管理課）	24
	17 県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化	
	県有施設の耐震化（財産活用課）	25
	県庁舎の耐震化等（財産活用課）	26
	県立学校の耐震化（財務課）	27
	市町村庁舎等の耐震化（危機管理課）	28
地震に強い施設づくり	18 海岸保全施設の整備（耕地課・水産課・防災砂防課・港湾課）	29
	19 道路施設の耐震化等（道路建設課・道路整備課）	30
	20 ライフラインの確保	
	電力の確保（中国電力(株)）	31
	災害に強い電気通信設備づくり（西日本電信電話(株)）	32
	都市ガスにおける保安及び供給の確保（岡山ガス(株)）	33
	水道施設の耐震化（生活衛生課）	34
	21 空港施設の強化（空港の耐震化）（航空企画推進課）	35
	22 港湾施設の強化（港湾課）	36
	23 特定建築物耐震化（建築指導課）	37
	24 個人住宅の耐震化（建築指導課）	38
	ダム（土木部所管）の耐震性の検証（河川課）	39
	ダム（農林水産部所管）の耐震性（耕地課）	40
農業用ため池の整備（耕地課）	41	
応急体制の整備	25 広域応援体制の充実	
	相互応援協定（危機管理課）	42
	消防応援活動調整本部機能の強化（消防保安課）	43
	26 災害医療体制の整備（医療推進課）	44
	27 救急救助・消火体制の強化（消防保安課）	45
生活の安定確保	28 被災者の住宅確保（応急仮設住宅の建設）（住宅課）	46
	29 食糧、飲料水、生活必需品等の確保（保健福祉課・産業企画課）	47 48
	災害応援食糧の確保及び供給業務（農産課）	49
	30 廃棄物処理体制の整備（循環型社会推進課）	50
	31 復旧・復興体制の整備（危機管理課）	51

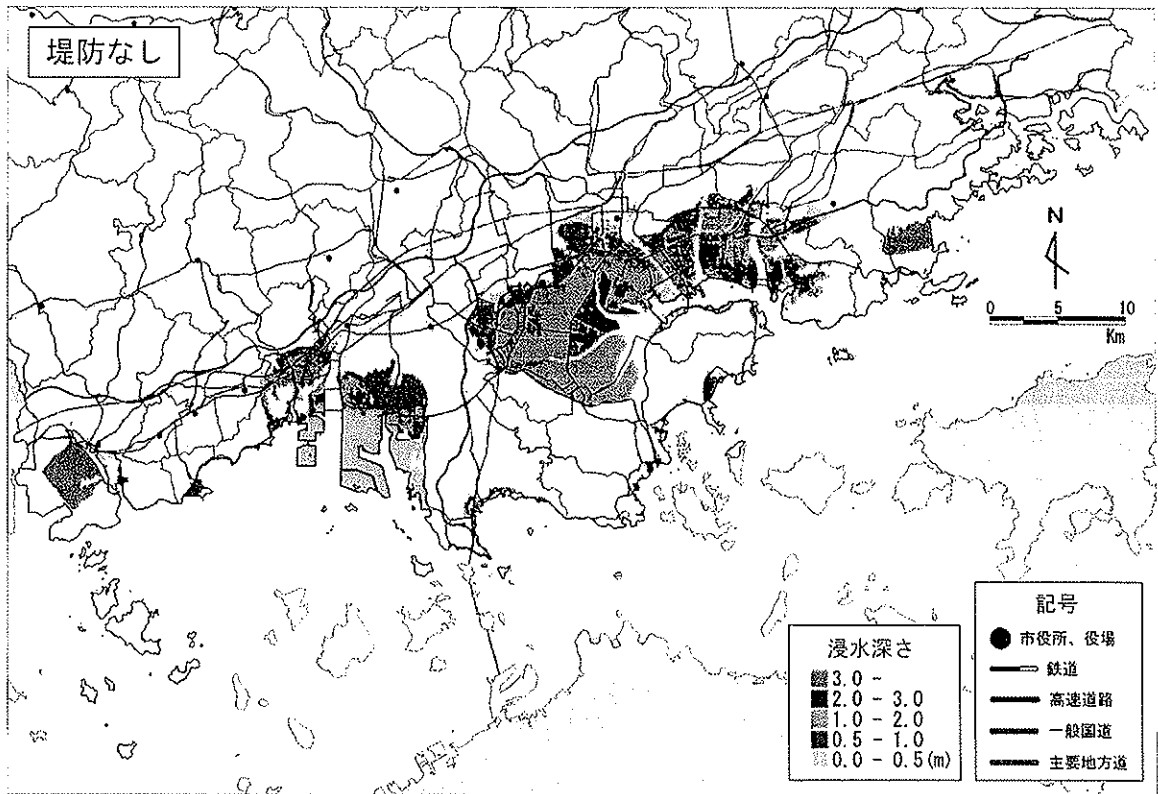
地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課																								
施策項目	地震の調査研究・施策の推進			重点	その他																						
細項目																											
現 状	<p><実施主体> 県</p> <p><取組内容> 本県の地震防災対策上重要と考えられる次の地震について、被害想定調査を実施している。(H14年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフの地震(東南海・南海地震) ・大原断層の地震 ・中央構造線の一部による地震 ・鳥取県西部地震 ・第2鳥取地震 ・松江南方地震 <p>・23年8月に、仮に津波高を2倍・1.5倍にした暫定的な津波浸水影響図を作成し公表</p>																										
課 題	<p>・東日本大震災の検証による新たな知見等に基づき、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定を検討する必要がある。</p> <p>・活断層の地震に係る被害想定については、直近の調査から10年が経過し、新たな知見に基づく被害想定を検討する必要がある。</p>																										
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 中央防災会議専門調査会等において東日本大震災の検証が行われ、現在南海トラフ検討会議で3連動地震の地震モデル・被害推計が検討されており、6月頃には中央防災会議から被害想定が公表される見込みとなっている。 県では国の被害想定を踏まえるとともに、東南海・南海地震に関する沿岸府県等との情報交換・連携をしながら、3連動地震を想定した次の対策に取り組んでいくこととする。 (対策の内容) ・被害想定の見直し ・津波浸水予測図、地震動分布図、液状化危険度分布図の作成</p> <p>活断層の地震に係る被害想定についても、25年度には見直しを行う。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p><スケジュール> 国の動きを見据えながら、平成24年度内に、被害想定の見直しに取り組み、地域防災計画の見直しに反映させる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3連動</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>活断層</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	3連動		→					活断層			→			
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
3連動		→																									
活断層			→																								

<今後の取組の方向と目標値>

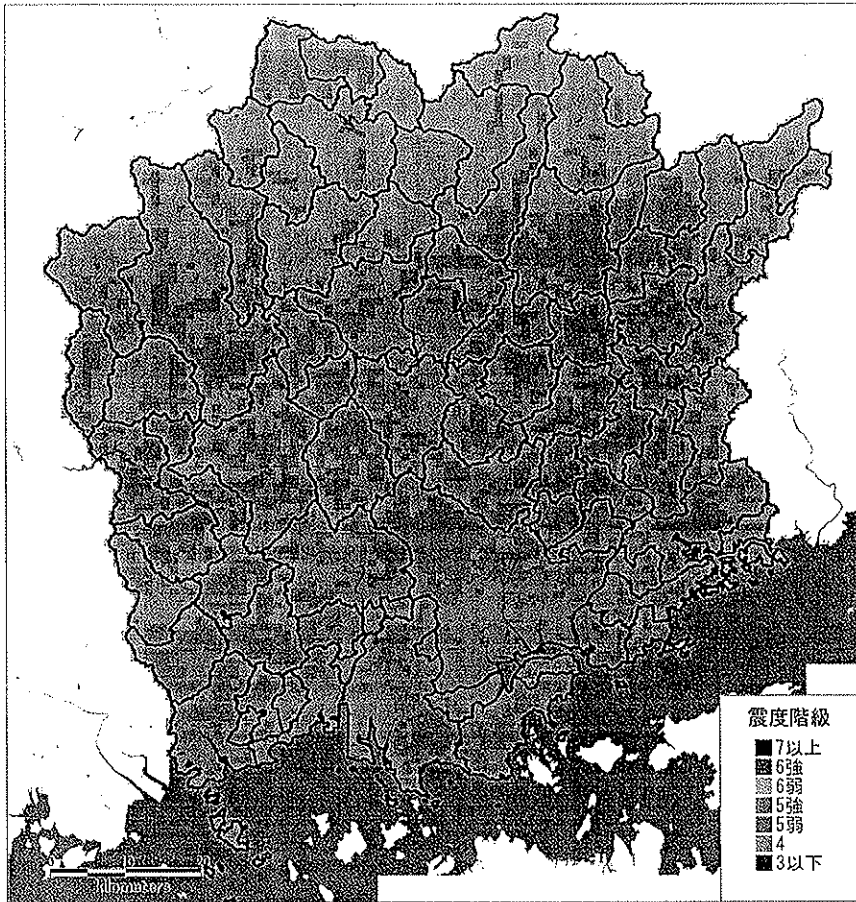
取組の方向	<p>新たな知見をもとに3連動地震を想定した被害想定の見直しを行うとともに、津波浸水予測図等を作成する。 また、活断層による地震の被害想定の見直しを行う。</p>
	<p><被害想定の見直し></p> <p>目標：3連動地震については、平成24年度内に被害想定を見直す。</p>



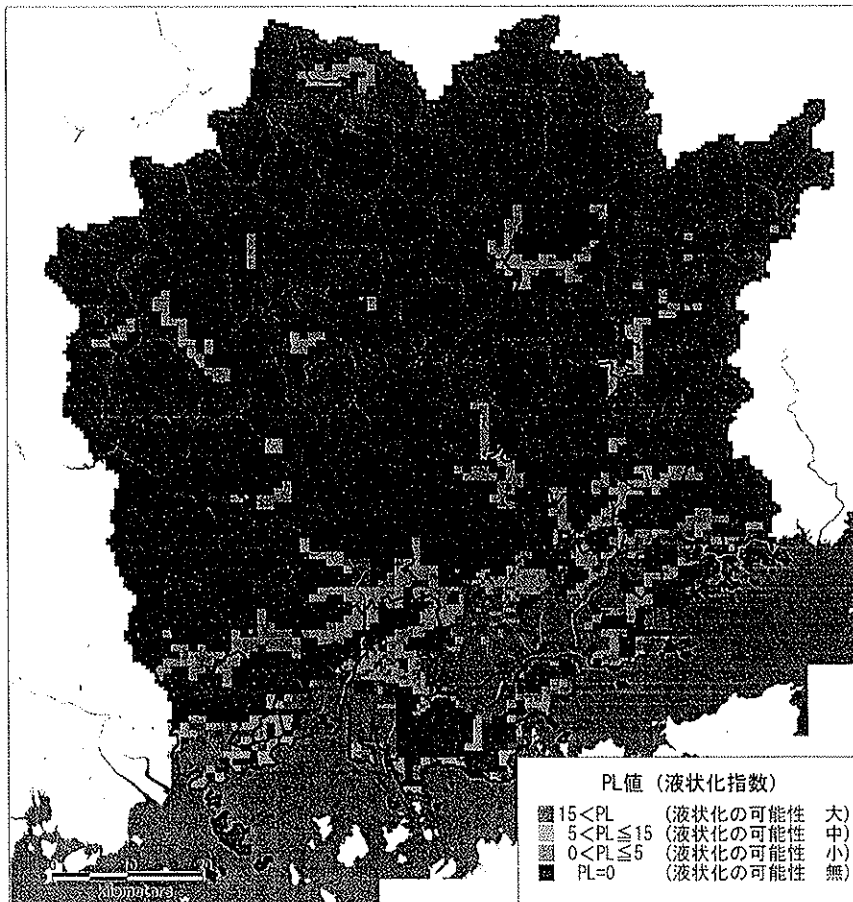
南海トラフ「堤防なし」のケースの沿岸全域の浸水予測図（平成16年12月作成）



2倍の津波高による影響範囲図（平成23年8月作成）



南海トラフの震度階級分布図（平成15年3月）



南海トラフ地震の液状化危険度（P L 値）分布図（平成15年3月）

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	防災知識の普及啓発				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 県・市町村 <取り組み内容> 防災力の強化を図るためには、県民一人ひとりの防災対策が重要であることから、市町村では、住民へのハザードマップ等による危険箇所・避難場所等の周知を行っている。 県では、県広報紙や研修会等により県民への防災知識の普及啓発を実施している。</p> <p><現状> ○例年行っているもの(回数はH23年9月時点の実績) ・防災啓発研修会の開催 49回 ・ラジオ番組等での広報 5回 ・県広報紙への原稿掲載 2回 ・メールマガジン「晴れの国」への原稿掲載 1回 ・NHKデータ放送での「防災に対する普及啓発」の原稿掲載 1回 ・県単独、又は市町村と協力したパネル展示やパンフレット・防災グッズ等の配布 年8回 ○その他 ・岡山県ホームページで、浸水想定区域図等の被害想定や「防災の心得」・「わが家の防災力評価」を掲載 ・新聞社等からの原稿確認、作成依頼(4件) ・テレビ番組の作成放送等(2件)</p>																	
課 題	県民一人ひとりへの啓発が困難。 市町村の認識 ・防災意識が低い。 ・地区により危機意識が異なる。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> あらゆる機会を捉え、広く防災知識の普及啓発を行う。 ○県民が目にする機会の多いテレビによる防災番組の放送や新聞・県広報紙による防災対策記事の掲載。 ○防災に対する意識が低い方への広報を行うため、県や市町村が行う各種イベントにおいて、防災パンフレットの配布等を実施 ○防災啓発研修会や防災フォーラムの開催による防災知識の普及啓発を実施 ○防災に関する対応等をまとめたDVDを作成し市町村等へ配布するとともに、自主防災組織等への貸出を行う。 ○今年度は、特に防災への注目が高まっていることから、県民等からの講演依頼や新聞社等からの原稿掲載依頼等が多数有り積極的に協力していく。 ○危機管理課HP掲載の「わが家の防災力評価」の充実</p> <p>予算措置の状況:6月補正で防災フォーラム開催費を計上(予算 3,245千円) 9月補正で防災パンフレット作成予算を計上(予算 4,483千円)</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 平成23年度から継続して着実に取り組んでいく。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—	—	—	—	—	—
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—	—	—	—	—	—													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	今後とも市町村や放送会社等と連携しながら、あらゆる機会を捉えて県民に対して防災知識の普及を実施する。
-------	----------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	県民生活部	課名	国際課														
施策項目	防災知識の普及啓発				重点	その他												
細項目	多言語防災ガイドブックの作成・配布																	
現 状	<p>〈実施主体〉 県</p> <p>〈取組内容〉 日本語でのコミュニケーションが困難な在住外国人に対する防災知識の普及や、災害対応能力の向上を図るため、「外国人のための防災ガイドブック」を作成し、防災意識の啓発や防災訓練等での活用等を目的として、市町村等に配布している。 英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語の4か国版を作成している。</p> <p>現行の事業：E項 国際交流・多文化共生推進事業費</p> <p>〈配布実績〉 現状：7,000部を作成し、市町村等へ配布(H21年度末まで) ※県ホームページからPDF版のダウンロード可</p>																	
課 題	在住外国人への周知徹底、市町村が行う避難場所等の個別情報の周知との連携、防災知識のレベルの把握などが必要である。																	
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>〈対応案〉 在住外国人が必要としている防災知識について、積極的に情報収集に努め、不足している情報があれば掲載内容に反映していくとともに、市町村等と連携して周知に努める。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉 平成23年から継続して着実に取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">—————</td> <td>—————→</td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—————				—————→	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—————				—————→														

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	今後とも、在住外国人が必要としている防災知識について把握し、市町村等と連携してその周知に努め、防災対応能力の向上を図っていく。
-------	-----------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	教育庁	課名	保健体育課	
施策項目	防災教育の推進			重点	その他
細項目					
現 状	<p><防災教育の位置づけ> 新学習指導要領では、学校安全の取組は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが示され、防災教育に関しても、教科や特別活動、道徳の授業等において計画的に行うこととなっており、各学校の実態に応じた適切な対応が求められている。</p> <p><県の取組内容> 1 「防災管理の手引き」作成 ・内容：災害発生時における対応など、学校の防災管理全般についてまとめたもの ・周知方法：県内公立学校へ配布、県保健体育課ホームページに掲載 2 教職員研修の開催 (1) 防災教室推進講習会 ・開催日時：6月8日 ・内容：学校における防災対策の進め方（県保健体育課） 災害に対する基礎知識と備えについて（県危機管理課） 学校に必要な防災教育～東日本大震災から学ぶ～（文部科学省） (2) 学校保健安全研修講座 ・開催日時：6月23日（小学校）、7月7日（中学校・高校） ・内容：各学校における防災マニュアルの見直しと避難訓練の実施依頼</p> <p><学校での避難訓練の状況> ・地震を想定した避難訓練実施率は93%（平成22年度） 幼稚園：99.0%、小学校：97.8%、中学校：84.0%、中等教育学校：0%、 高校：62.7%、特別支援学校：92.3%</p>				
課 題	1 教育活動全体を通じた防災教育に対する意識が薄い。 （発達段階に応じた系統的な防災教育が十分できていない） 2 地域の実態に応じた避難訓練の実施ができていない。 （津波や土砂崩れなどの二次災害を想定した避難訓練ができていない） 3 家庭や地域等と連携した防災教育の取組ができていない。 （保護者が加わった避難訓練などができていない）				

検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 地域の実情に応じた各学校での防災教育の実施を徹底し、災害発生時に自ら判断し、自分の身を守る行動ができる児童生徒を育成する。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他（具体的に ）</p>												
	<p><スケジュール> ○平成23年度早期実施（緊急的な取組、全学校・園で実施）</p> <p>《県》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：全学校・園 ・内容：各学校での避難訓練の実施状況など 2 「防災管理の手引き」の改訂 3 「避難マニュアル」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・内容：登下校中など様々な場面ごとの地震発生時の対応についてまとめたもの ・周知方法：県保健体育課ホームページへの掲載 4 「防災教育ポータルサイト」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・内容：「防災管理の手引き」等各種防災教育に関する資料の掲載 防災教育に関する優良事例の紹介 5 防災教室推進講習会（第2回）の開催 <p>《学校》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハザードマップに基づいた避難場所・避難経路の再点検と二次避難場所の設定 2 地震及び二次災害を想定した避難訓練の実施 <p>○平成24年度以降の取組 防災教育実践の先進事例や有識者の意見を取り入れながら、登下校中など多様な場面を想定した避難訓練の内容充実や、災害時に率先的に避難行動のできる児童・生徒の育成、避難所でボランティアとして貢献できる生徒の養成など、様々な防災教育の展開に資する施策を推進する。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—					→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度								
—					→								

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じて自ら考え、的確な判断のもと行動できる子どもの育成を目指す。 2 実践的な防災教育を契機とした地域防災力の向上に寄与する。
	<p><地震を想定した避難訓練実施率></p> <p>現在： 93% (H22年度) 目標： 100% (H23年度)</p> <p><高校生地域防災ボランティアリーダー養成数></p> <p>現在： 0人 (H23年度) 目標： 1,800人 (H28年度)</p>

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課																															
施策項目	ハザードマップ(津波・液状化)の周知				重点	その他																												
細項目	津波ハザードマップ																																	
現 状	<p>〈実施主体〉 県・市町村 〈取り組み内容〉 津波による被害が想定される区域と、程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路等の防災関連情報を加え、住民避難の周知を支援している。 (国)地震の基礎データを算出 (県)国からの基礎データを元に、津波浸水予測図を作成し、県HPで公表を行う。 3連動地震を想定し、暫定的な津波浸水影響図を作成。 (市町村)県が示した津波浸水予測図を元に緊急避難場所、避難路を選定し津波ハザードマップを作成し住民に周知する。</p> <p>〈実績等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定、液状化危険度分布図は県HPにて公開。 仮に津波高を2倍にした暫定的な津波浸水影響図を作成し公表(県HPにて公開) 沿岸7市にて、津波ハザードマップ作成済み。 早島町については現在準備中。 																																	
課 題	新たな被害想定に基づく、津波浸水予測図の見直し ハザードマップの各戸配布																																	
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> HPのみで公開している市へ、各戸配布の促進等を積極的に働きかけていく。 新たな被害想定に基づく、津波浸水予測図の見直し。 <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉 来年度、国からの地震基礎データが示された後、新たな津波浸水予測図の作成すると共に、市町村・県民に対し周知を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>津波浸水予測図作成</td> <td></td> <td>市町村・県民への周知</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	国	→						県		●				→			津波浸水予測図作成		市町村・県民への周知		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																												
国	→																																	
県		●				→																												
		津波浸水予測図作成		市町村・県民への周知																														

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	・新たな被害想定に基づいて、津波浸水予測図を見直す。 ・各戸への配布・周知等を該当市町へ働きかける。 ・3連動地震による津波浸水予測図の作成後、津波の影響を受ける市町において、出来るだけ早期に津波ハザードマップを作成するよう働きかける。	
	<津波ハザードマップ作成率> 現在: 100.0% (23年度)	新たな被害想定に基づくもの 目標: 100% (25年度)

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課																											
施策項目	ハザードマップ(津波・液状化)の周知				重点	その他																								
細項目	液状化危険度分布図・震度階級分布図																													
現 状	<p>〈実施主体〉 県</p> <p>〈取り組み内容〉 地震により発生すると予想される液状化の被害が想定される区域と、程度を地図に示し、県HPにて公表を行い県民への周知を行っている。 (国)地震の被害想定を行い基礎データを公表 (県)国からの基礎データを元に、液状化危険度分布図や震度階級分布図を作成し、県HPで公表を行う。</p> <p>〈実績等〉 ・液状化危険度分布図や震度階級分布図は県HPにて公開。</p>																													
課 題	新たな被害想定に基づく、液状化危険度分布図や震度階級分布図の見直しが必要である。																													
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉 ・県地震・津波対策専門委員会の御意見や、国の液状化対策技術検討会議の状況を踏まえ、新たな被害想定に基づく、液状化危険度分布図等を作成する。 ・新たな液状化危険度分布図について県民に情報提供するとともに、液状化対策の必要性を県民に周知する。 具体的な対策実施には課題もあり、国では現在公共インフラの技術基準の在り方や住宅・宅地の工法・コスト削減方策等の検討を進めていると聞いており、今後その適切な情報提供について検討する。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉 来年度、国からの地震基礎データが示された後、新たな液状化危険度分布図等を作成するとともに、県民に対し周知を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険度分布図等作成</td> <td></td> <td>市町村・県民への周知</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	国 →							危険度分布図等作成		市町村・県民への周知				県				→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																									
国 →																														
	危険度分布図等作成		市町村・県民への周知																											
	県				→																									

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	新たな被害想定に基づいて、速やかに液状化危険度分布図及び震度階級分布図を作成し、県民への周知を図るとともに、国が進められている技術基準の在り方等の検討状況等の適切な情報提供について検討する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課																								
施策項目	災害用物資の備蓄				重点	その他																					
細項目																											
現 状	<p>〈実施主体〉 県・市町村</p> <p>〈取り組み内容〉 避難所等で飲料や生活必需品等が不足することから、市町村の備蓄の見直しや、家庭内備蓄の促進など、食糧や生活必需品等の日頃からの備蓄を促進する。</p> <p>〈実績等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年2月に、県・市町村防災対策研究協議会において緊急物資等の備蓄・調達に関する報告書を作成。 ・東日本大震災の支援物資として備蓄の一部を提供しているため、目標備蓄量に対し不足がある。 																										
課 題	現況備蓄状況調査結果(23.4.1現在)によると、市町村における備蓄が目標備蓄量に達していない状況にあることが判明																										
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村で策定した備蓄に関する報告書に基づき、計画的な備蓄を行う。国から新たな被害想定が示された後には、改めて備蓄量の検討を行う必要がある。 ・備蓄品配置は避難所など地域の実情に応じて適切に進めるよう市町村に助言する。 ・東日本大震災の被災地に提供し不足している県備蓄品については、使用期限・耐用年数を考慮しながらできるだけ早期に必要な量を確保する。(簡易トイレ等は6月補正予算で補充済み。) <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p>〈スケジュール〉 市町村の備蓄状況を毎年調査把握し、食糧や生活必需品等の避難所などへの分散備蓄を含めた備蓄の適正化を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への助言</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県備蓄品確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>							23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	市町村への助言						→	県備蓄品確保						→
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
市町村への助言						→																					
県備蓄品確保						→																					

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>県及び市町村で策定した備蓄に関する報告書に基づき、その配置も含め計画的な備蓄を行うとともに、早期に目標備蓄量を確保するよう市町村へ働きかける。県が分担する備蓄品は引き続き整備に努めるとともに、被災地に提供した品目(排便収納袋)については、25年度までに補充を行う。</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県・市町村目標備蓄量等

市町村名	目 標 備 蓄 量						平成23年4月1日現在の備蓄量							
	食糧(食)	調整粉乳(kg)	毛布(枚)	生理用品(枚)	小厚用紙おむつ(枚)	大人用おむつ(枚)	簡易トイレ(人分)	食糧(食)	調整粉乳(kg)	毛布(枚)	生理用品(枚)	小厚用紙おむつ(枚)	大人用おむつ(枚)	簡易トイレ(人分)
静岡県・南海地域に係る同 山県物産調査計 (①+②+③)	358,100	60	13,820	3,460	4,750	850	60,000	137,042	0	21,267	760	3,898	1,778	5,405
岡山県	75,000	15	2,900	750	1,100	200	12,500	75,000	0	2,900	0	0	0	0
岡山県備蓄①	44,300	5	1,710	390	470	60	7,600	6,442	0	2,085	40	40	106	3,259
非推進地域 からの調達②	117,200	21	4,520	1,130	1,620	280	19,600	12,410	0	3,865	0	0	0	288
岡山市	79,000	14	3,050	760	1,120	190	13,200	27,888	0	4,725	720	3,858	1,672	1,455
倉敷市	11,300	1	440	110	110	30	1,900	9,500	0	799	0	0	0	0
玉野市	9,600	1	370	100	100	20	1,600	1,500	0	425	0	0	0	37
笠岡市	6,800	1	260	70	70	20	1,100	0	0	6,000	0	0	0	0
備前市	6,600	1	250	70	70	20	1,100	192	0	268	0	0	0	0
瀬戸内市	6,300	1	240	60	60	20	1,100	4,110	0	200	0	0	0	366
浅口市	2,000	0	80	20	30	10	300	0	0	0	0	0	0	0
早島町	238,800	40	9,210	2,320	3,180	590	39,900	55,600	0	16,282	720	3,858	1,672	2,146
津山市	18,600	3	720	180	270	40	3,100	1,260	0	1,050	0	0	0	1,000
井原市	7,600	1	290	70	80	20	1,300	300	0	40	0	0	0	0
総社市	11,200	2	430	110	150	30	1,900	1,850	0	120	0	0	0	0
高梁市	6,500	1	250	60	60	20	1,100	1,650	0	1,221	0	0	0	445
新見市	6,100	1	230	60	70	10	1,000	0	0	80	0	0	0	0
赤磐市	7,400	1	290	70	80	20	1,200	0	0	0	0	0	0	0
真庭市	8,700	1	340	90	90	20	1,500	5,740	0	240	80	80	212	5,000
美作市	5,500	1	210	50	50	10	900	630	0	1,045	0	0	0	67
和気町	2,700	0	110	30	30	10	500	0	0	23	0	0	0	0
里庄町	1,800	0	70	20	20	0	300	450	0	200	0	0	0	0
矢掛町	2,600	0	100	30	30	10	400	534	0	0	0	0	0	0
新庄村	200	0	10	0	0	0	30	370	0	50	0	0	0	0
鏡野町	2,400	0	90	20	20	10	400	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	1,900	0	70	20	20	0	300	0	0	15	0	0	0	0
奈義町	1,100	0	40	10	10	0	200	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	300	0	10	0	0	0	50	0	0	20	0	0	0	0
久米南町	1,000	0	40	10	10	0	200	0	0	15	0	0	0	5
美咲町	2,800	0	110	30	30	10	500	0	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	2,400	0	90	20	20	10	400	100	0	50	0	0	0	0
計	90,800	11	3,500	880	1,040	220	15,280	12,884	0	4,169	80	80	212	6,517

(注1) 推進地域：東南海・南海地震防災対策推進地域(岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町)

(注2) 県の非推進地域からの調達量は約1/2とする。

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	防災訓練の実施(実動的避難訓練)				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 市町村 <取り組み内容> 市町村ごとに実施している。</p> <p>実施状況 ・毎年実施 9市町 ・数年おきに実施 10市町村 ・未実施 8市町村 (特に津波避難訓練を実施 1市)</p> <p>県としても、次のような訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力強化演習:市町村防災担当初任者を中心に研修会を実施 ・水害特別訓練(6月):県、市町村等が共同し、情報伝達訓練等を実施 ・総合防災訓練(9月):市や関係機関とともに総合的な防災訓練を実施 ・図上防災訓練(1月):県、市町村等が共同し、初期対応等の訓練を実施 																	
課 題	訓練未実施の市町村があること、特に津波避難訓練を実施しているのが1市のみであること、住民の参加が少ないなどの課題がある。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 実際に役立つための、訓練を実施していく必要があり、各市町村少なくとも年1回以上は住民を巻き込んだ実動的な訓練を行うよう、市町村に助言していく。特に、津波の影響を受ける市町には津波からの避難訓練も年1回以上行うよう助言していく。</p> <p>県としても、次のような市町村の訓練への支援や、自らの防災対応力向上のための訓練について検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難等も含めた総合防災訓練の実施 ・市町村が行う訓練方法等へのアドバイス 等 <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 実動的な訓練の実施が行われるよう、機会を捉えて市町村へ働きかける。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—	—	—	—	—	—>
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—	—	—	—	—	—>													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>各市町村が少なくとも年1回以上地域住民を巻き込んだ実動的な訓練を実施するよう専門的・技術的観点から訓練方法等をアドバイスするなどして、市町村に働きかける。特に、沿岸市町には津波避難訓練を年1回以上実施するよう働きかける。</p> <p><県市町村が主催の防災訓練への参加者人数> 現在:12,000人/年 目標:18,000人/年 (28年度)</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

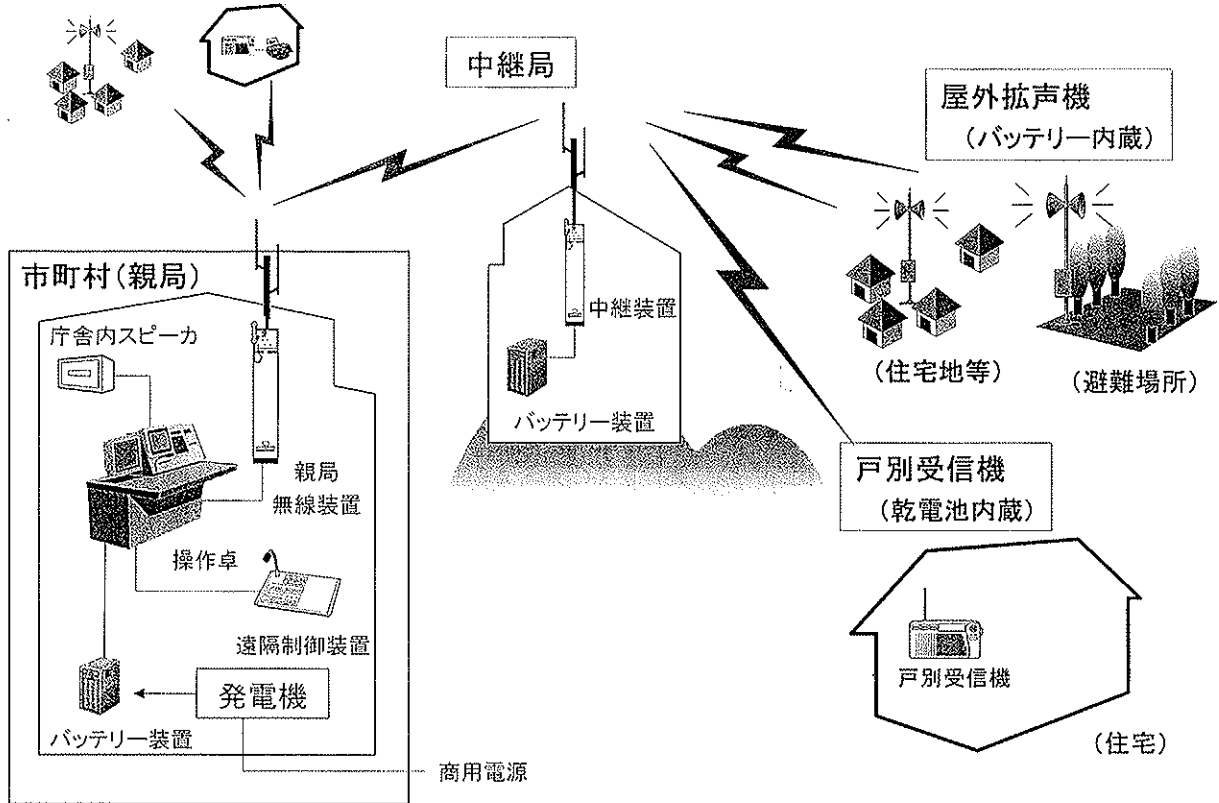
担当部課	部名	課名	危機管理課			
施策項目	市町村防災行政無線整備(確実な情報伝達)			重点	その他	
細項目						
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p><取組内容> 津波情報や避難勧告などの防災情報を住民に伝えるため、同報系市町村防災行政無線のを整備・運用を行っている。 県では、これらの設備の整備等に関して、必要な助言を行っている。</p> <p><現状値> 同報系市町村防災行政無線設置市町村数 18市町村 ・整備率 66.7%(18/27) ・全国平均整備率 77.6%</p>					
課 題	<p>①同報系市町村防災行政無線の整備は、多額の経費を要するため、整備が進んでいない。</p> <p>②市町村庁舎に設置した親局設備には、長時間対応可能な発電機が概ね設置されているものの、中継局設備や屋外拡声機はバッテリーで対応しているものが多い。</p> <p>③近年は、FTTH等の事業で整備した光ファイバ等のインフラを利用した住民への情報伝達システムの整備が増えており(16/27市町村)、これらのシステムの整備に伴って、同報系市町村防災行政無線を廃止する市町村も出てきている。なお、有線系の情報伝達システムは、同報系市町村防災行政無線と同様に同報機能を有しているが、停電対策が十分されていないことや土砂崩れ等による断線の恐れが高い。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p><対応案></p> <p>①同報系市町村防災行政無線の整備を促進する方策を検討する。 ②県の中継局施設の活用によるコスト削減を提案する。 ③国の3次補正予算(緊急防災・減災事業の創設)により財政支援措置が充実したことを受け、市町村に整備促進を促す。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p>					
	県中継局や緊急防災・減災事業の活用提案など	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>今後も、災害に強い同報系市町村防災行政無線の整備を推奨するとともに、整備されていない市町村に対し、緊急防災・減災事業の活用や、県の中継局施設の活用によるコスト削減を提案するなどして、市町村の整備を促進する。</p>	
	<p><市町村防災行政無線の整備率></p> <p>現在: 66.7%(23年度) 目標: 80.0%(28年度)</p>	

同報系市町村防災行政無線

専用の電波を使用し、防災情報を迅速かつ確実に伝達



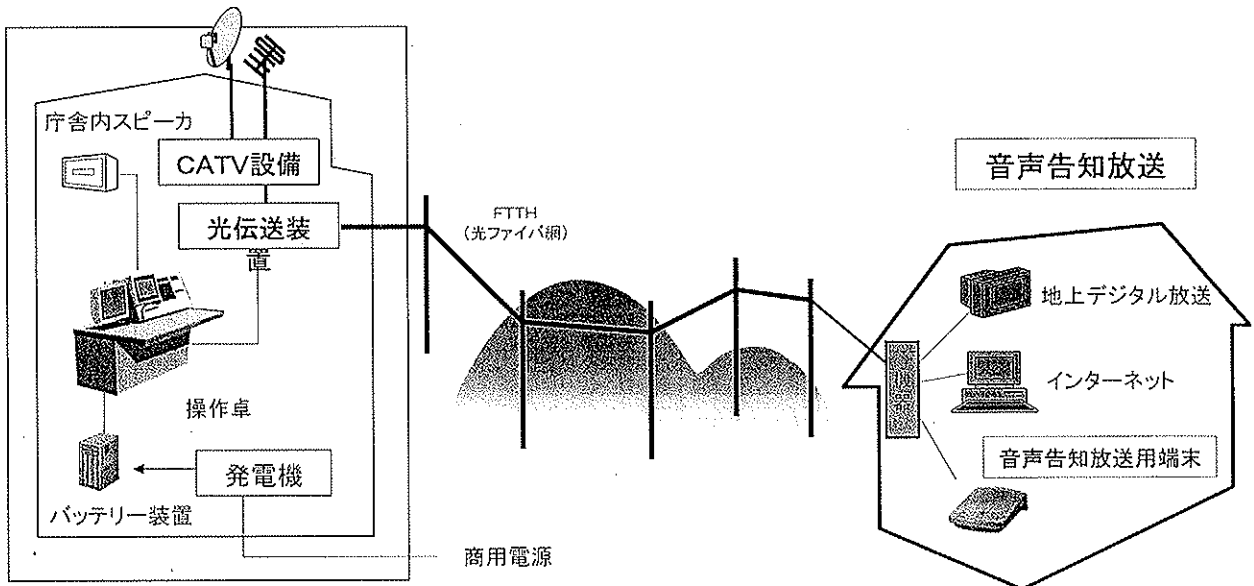
(参考)

音声告知放送

市町村が光ファイバー網を整備し、デジタル放送の受信、広帯域インターネットの他、音声告知放送機能を付加し、高度情報化を推進したもの

(光ファイバー網が地震、土砂災害等により、断線のおそれがある)

市町村(センター設備)



地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課			
施策項目	災害時協力協定の拡充				重点	その他
細項目						
現 状	<p><実施主体> 県及び市町村</p> <p><取組内容> 災害時において各種団体等の持つ組織力や専門性を生かした人的、物的、技術的な応援を受けることを内容とする協定を締結している。</p> <p><締結団体数> ・県 97団体(H23.12.27現在) ・市町村 291団体(H23.3.31現在)</p>					
課 題	今年度は、これまで取り組んできた徒歩帰宅困難者の支援拡充や、大規模な災害発生時においても、速やかな遺体の埋葬が行われるよう、遺体の安置や棺の提供等、新たな分野で協定を締結したが、災害発生時の多くのニーズに対応し、迅速かつ円滑に業務を遂行するためには、今後も協力締結の数を増やす必要がある。					
検討結果 又は 対 応 案	<p><対応案> 他県の例も参考にしながら既存の協定内容を精査するとともに、本県にとって必要な協定を検討し、新たな分野の協定を含めて協定を積極的に締結する。</p> <p><スケジュール> 直ちに実施する。</p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
						→

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	民間企業から協力協定の申出があった場合は、その必要性を十分に検討した上で、積極的に協定締結を推し進めるとともに、他県の例を参考にしながら、新たな分野の協定を模索して、災害時協力協定を拡充する。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

岡山県における災害時協力協定一覧

平成 23 年 12 月 27 日現在

区分 (物資の種類、締結内容等)		協 定 締 結 先			締結 年度	締結数	協定締結担当
物資調達	生活必需品	岡山県流通情報懇話会 (1社) (株)仁科百貨店 (株)天満屋ストア 両備バス(株)両備ストアカンパニー (株)ふじうら (株)マツサカ (株)東久ストア	三井造船生活協同組合 (株)ハッピーマート 生活協同組合おかやまコープ (株)シーエムシー (株)マルイ	H12.9	11	産業企画課	
	米穀、野菜、果実、 食肉等生活必需品	全国農業協同組合連合会岡山県支部		H13.6	1	農産課	
	救援物資 (パン、 米飯又は精米、めん等)	(財)岡山県学校給食会		H23.5	1	保健体育課	
	アレルギー対応 食品	岡山県医薬品卸業協会		H21.3	1	保健福祉課	
	医薬品	(一社)岡山県薬剤師会 岡山県医薬品卸業協会		H9.7 H9.7	1 1	医薬安全課 医薬安全課	
	衛生材料	岡山県医療機器販売業協会		H9.7	1	医薬安全課	
	医療ガス	(一社)日本産業・医療ガス協会中国地域本部		H23.12	1	医薬安全課	
	緊急用LPガス	(社)岡山県エルピーガス協会		H10.1	1	消防保安課	
	仮設住宅	(社)プレハブ建築協会		H8.8	1	住宅課	
物資調達＋ 徒歩帰宅者 支援	生活必需品＋徒 歩帰宅者支援	(株)セブン-イレブン・ジャパン (株)サークルKサンクス (株)ローソン	(株)ファミリーマート (株)ポプラ	H19.1	5	産業企画課 危機管理課	
	徒歩帰宅者支援	(株)デイリーヤマザキ		H19.1	1	危機管理課	
物資調達＋ 徒歩帰宅者 支援＋救命 救助活動支 援	石油類燃料	岡山県石油商業組合		H18.11	1	危機管理課	
物資調達＋ 遺体搬送	棺、葬祭用品	全日本葬祭業協同組合連合会 岡山県霊柩葬祭事業協同組合 岡山県葬祭事業協同組合		H23.11	3	環境企画課	
徒歩帰宅者支援		(株)モスフードサービス		H23.12	1	危機管理課	
物資の緊急救援輸送等		(社)岡山県トラック協会		H18.4	1	危機管理課	
遺体の搬送		(社)岡山県トラック協会霊柩部会		H18.4	1	危機管理課	
医 療	薬剤治療処置	日本赤十字社岡山県支部		S35.4	1	保健福祉課	
	航空機事故に対 する医療活動	(社)岡山県医師会 (社)吉備医師会 (社)北児島医師会 (社)岡山市医師会 (社)御津医師会 (社)都窪医師会 (社)西大寺医師会		H4.10	7	航空企画推 進課	
	医療活動	(社)岡山県医師会		H9.2	1	医療推進課	
	DMA Tの出動	日本赤十字社岡山県支部 倉敷中央病院 岡山済生会総合病院 津山中央病院 川崎医科大学附属病院 高梁中央病院		H22.4	6	医療推進課	
ボランティア活動支援		岡山大学 川崎医科大 山陽学園大学 岡山県立大学 川崎医療福祉大学 就実女子大学 岡山学院大学 吉備国際大学 中国学園大学 岡山商科大学 倉敷芸術科学大学 ノートルダム清心女子大学 岡山理科大学 くらしき作陽大学 美作女子大学		H15.3	15	県民生活交 通課	
住宅・宿泊	住宅相談窓口	住宅金融公庫中国支店		H16.10	1	住宅課	
	福祉避難所とし て旅館・ホテル等 の宿泊施設等の 提供	岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合		H20.9	1	生活衛生課	
交通、安全確保		(社)岡山県警備業協会		H9.2	1	県警本部	
施設・設備 等	電気設備の応急 復旧	(社)岡山県電業協会 岡山県電気工事工業組合		H21.1 H22.7	1 1	財産活用課 危機管理課	
	給排水設備の応 急復旧	協同組合岡山県管事業協会		H21.1	1	財産活用課	
	障害物の除去、公 共施設の機能確 保等	(社)岡山県建設業協会		H19.3	1	技術管理課	
	被害状況調査・公 共施設の測量調 査設計等	(社)岡山県測量設計業協会 (社)中国地質調査業協会岡山県支部		H20.3	2	技術管理課	

区分 (物資の種類、締結内容等)		協 定 締 結 先	締結 年度	締結数	協定締結担当		
被災車両の撤去		(社)日本自動車連盟岡山県支部	H17.6	1	県警本部・危機管理課		
産業廃棄物等	し尿処理等の収集運搬	岡山県環境整備事業協同組合	H22.7	1	循環型社会推進課		
	廃棄物撤去	(社)岡山県産業廃棄物協会	H17.7	1	循環型社会推進課		
放送・報道・情報	放送要請	NHK 西日本放送(株) 山陽放送(株) テレビせとうち(株)	岡山放送(株) (株)瀬戸内海放送 岡山エフエム放送(株) 岡山県ケーブルテレビ協議会	S41.4、S55.5、H5.1、14.5、H20.9	8	危機管理課	
	報道要請	新聞社(12社) 山陽新聞社 岡山日日新聞社 朝日新聞社 毎日新聞社	読売新聞社 産業経済新聞社 中国新聞社 日本経済新聞社	日刊工業新聞社 共同通信社 時事通信社 岡山日報社	H19.1	12	危機管理課
	情報収集	(社)日本アマチュア無線連盟岡山県支部		H19.4	1	危機管理課	
連携・協力	連携協力	郵便局岡山県本部		H13.3	1	県民生活交通課	
	相互協力	西日本高速道路(株)中国支社		H23.6	1	道路建設課	
動物	動物救護活動	(財)岡山県動物愛護財団		H22.4	1	生活衛生課	
		(社)岡山県獣医師会		H22.4	1	生活衛生課	
	埋却等防疫措置	(社)岡山県建設業協会		H22.8	1	畜産課	
計				101			

※

※97団体と101の協定を締結している。

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名		課名	消防保安課																				
施策項目	消防団の充実・活性化			重点	その他																			
細項目																								
現 状	<p><実施主体> 岡山県・市町村</p> <p><取組内容> 県は、地域における消防防災体制の中核的存在として、住民の安全・安心の確保のために貢献している消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援している。</p> <p><消防団員数> ・現状 28,998人(H23.4.1現在) ・定数 30,404人(H23.4.1市町村条例定数)</p>																							
課 題	消防団は、大規模災害時や国民保護の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなり、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。また、消防団員の8割以上がサラリーマンであるため、勤務する事業所の理解と協力が重要である。																							
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 消防団や市町村の要望を踏まえながら、消防学校における現教育体制の中で災害対応にかかる効果的な教育訓練が実施できるよう検討を行う。また、事業所の消防団活動への理解と協力を得るため、消防団協力事業所表示制度の普及に努める。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 平成23年8月に実施した消防団や市町村への消防学校での消防団教育訓練に関するニーズ調査結果を踏まえ、平成24年度から取り組むことができる教育訓練については、実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
					→																			

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	消防団員の充実・活性化を図るため、災害対応にかかる各消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。また、消防団協力事業所表示制度について、市町村と連携して制度のさらなる普及に努める。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	防災リーダーの育成等				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p>〈実施主体〉 市町村 〈取り組み内容: 県〉 地域防災を推進していくリーダー育成支援のため、次のような取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災士の育成への補助 <p>※ 防災士とは、NPO法人日本防災士機構が行っている制度で、一定の研修や試験等に合格等し、防災に関する知識と実践力を身につけた方 岡山県下 435名(H23.12末)</p>																	
課 題	市町村の認識の一つとして、高齢化等のため地域におけるリーダーの不足を取り上げている。地域防災力の強化を図るためにもリーダーの養成を図っていく必要がある。																	
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉 現在の取り組みに加え、市町村と連携し次のような新たな取り組みも検討し、地域のリーダーとなるような方々の養成を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災講座の開催 消防団員や町内会長等、地域活動の中核を担っている方々を対象に防災知識の普及を図っていく。 ・地域防災コーディネーターの養成 防災士ほどの資格的なものではないが、県や市町村が開催した研修会を終了した方を、コーディネーターとして認定し、地域での防災啓発等を行っている。 <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p>〈スケジュール〉 市町村と連携し、今の支援策や新たな支援策に取り組んでいく。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
					→													

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災まちづくりの意識の浸透を図り、消防団員や町内会長などの地域活動の中核を担っている方々に防災知識の啓発を行うなどして、地域防災のリーダーの養成を図る。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	自主的な防災活動の促進			重点	その他													
細項目																		
現 状	<p>〈実施主体〉市町村 〈取り組み内容〉 地域防災の中核的役割を担う組織として、設置促進や機能強化を図るため、市町村の取り組みを支援するための事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、訓練、資機材購入費用等への補助(1/2) 23年度予算 (8,450千円 → 11,450千円) ・元消防団長等を登録し講師として派遣 ・自主防災組織の連絡協議会を開催し、連携強化や活性化を図る ・「自主防災活動のてびき」を作成し配付 <p>〈実績等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織率 51.3%(H23.4.1)(全国43位) 全国平均 75.6% ・目標 全国10位以内(28年度末) 																	
課 題	<p>組織率が中々向上しない。 市町村の認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識が低く、組織の結成に繋がらない。 ・地域のリーダー不足、高齢化に伴う地域の人材不足 																	
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉 現在の自主防災活動総合支援補助制度の活用をより多くの市町村に促すとともに、NPO等と協働して地域の防災意識の向上・自主防災組織の育成支援を図る。また、既に地域で何らかの活動を行っているグループが防災活動を加える取組を助言する。 例)岡山市の安全安心ネットワークに関する取組など</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p>〈スケジュール〉 補助制度の積極活用などを働きかける。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>→</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
					→													

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災まちづくりと地域防災力の充実に向け、NPO等とも連携し、防災研修会の開催や資機材の整備、防災リーダーの育成などの地域の自主的な防災活動が促進されるよう、市町村を通じて支援するなどして設置促進と育成を図っていく。
	<p>〈自主防災組織率〉</p> <p>現在: 51.3% 全国43位 (23年度) 目標: 全国10位以内(28年度)</p>

自主防災組織率

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
北海道	45.1%	47.5%	48.1%	48.8%	48.4%	48.6%
青森県	26.1%	27.8%	25.6%	27.0%	28.5%	30.7%
岩手県	60.0%	65.9%	62.6%	66.9%	72.5%	72.5%
宮城県	81.0%	83.5%	83.8%	85.0%	85.0%	85.0%
秋田県	61.8%	62.1%	63.3%	66.0%	66.7%	67.8%
山形県	57.8%	60.4%	64.2%	70.5%	72.0%	73.3%
福島県	84.8%	78.9%	74.2%	77.0%	82.9%	82.9%
茨城県	56.8%	57.5%	65.5%	65.7%	58.6%	61.0%
栃木県	83.5%	84.0%	84.6%	85.4%	84.8%	87.8%
群馬県	69.0%	68.5%	71.2%	72.9%	73.8%	76.3%
埼玉県	65.2%	71.5%	75.0%	77.6%	79.6%	81.8%
千葉県	46.6%	54.4%	56.2%	56.7%	57.1%	57.3%
東京都	78.0%	78.1%	77.9%	78.7%	76.9%	77.7%
神奈川県	78.7%	78.1%	77.8%	78.4%	76.1%	77.4%
新潟県	35.7%	44.1%	52.5%	65.1%	71.9%	75.1%
富山県	44.7%	51.1%	55.3%	57.2%	64.1%	66.0%
石川県	67.1%	67.9%	68.4%	71.0%	73.2%	76.5%
福井県	61.0%	70.0%	74.1%	74.5%	77.7%	78.9%
山梨県	95.1%	95.5%	96.1%	91.8%	92.4%	91.9%
長野県	78.7%	81.4%	87.5%	88.7%	91.3%	90.8%
岐阜県	92.0%	91.3%	84.3%	92.0%	92.8%	94.8%
静岡県	98.6%	99.9%	96.8%	97.6%	95.3%	95.2%
愛知県	97.2%	98.3%	98.8%	98.9%	98.3%	97.4%
三重県	91.9%	94.9%	93.2%	92.7%	93.1%	95.1%
滋賀県	68.9%	77.9%	82.3%	85.2%	86.2%	85.5%
京都府	85.5%	87.1%	87.7%	88.8%	88.4%	89.1%
大阪府	67.9%	73.3%	73.7%	75.8%	80.4%	82.0%
兵庫県	95.1%	95.6%	95.7%	96.1%	95.9%	95.5%
奈良県	38.7%	56.1%	64.8%	71.7%	73.6%	77.5%
和歌山県	71.3%	75.4%	73.2%	74.9%	77.7%	77.3%
鳥取県	53.6%	52.3%	62.7%	62.3%	64.4%	67.0%
島根県	29.1%	37.5%	43.4%	44.7%	49.8%	52.0%
岡山県	44.2%	45.9%	47.0%	48.6%	50.8%	51.3%
広島県	64.9%	64.7%	68.3%	70.5%	74.3%	75.7%
山口県	57.6%	59.4%	64.0%	67.1%	69.3%	79.1%
徳島県	56.8%	65.2%	72.1%	77.6%	83.7%	68.5%
香川県	49.0%	55.1%	56.1%	58.4%	69.4%	69.7%
愛媛県	43.6%	62.1%	78.2%	84.0%	86.2%	87.4%
高知県	38.2%	49.0%	53.5%	59.3%	64.9%	67.6%
福岡県	43.7%	50.5%	58.5%	59.3%	62.0%	63.1%
佐賀県	12.2%	20.3%	26.4%	49.8%	59.6%	64.9%
長崎県	34.3%	35.4%	39.1%	39.9%	41.1%	44.5%
熊本県	38.7%	44.0%	47.9%	51.3%	53.3%	55.1%
大分県	76.5%	79.4%	79.5%	87.0%	90.1%	91.0%
宮城県	56.2%	57.9%	59.8%	62.5%	63.5%	74.8%
鹿児島県	55.8%	59.8%	66.8%	65.1%	68.1%	71.0%
沖縄県	7.3%	6.6%	5.9%	5.7%	6.6%	8.9%
全国平均	66.9%	69.9%	71.7%	73.5%	74.4%	75.6%
全国順位	36位	40位	42位	43位	42位	43位

自主防災組織の現況に関する調

H23.4.1

	管内世帯数(A)		自主防災組織数		組織されている地域の世帯数(B)			組織率 (B/A(%))	
	H22(市町村)	H23(市町村)	H22	H23	H22(市町村)	H23(市町村)	増減	H22	H23
岡山市	293,649	296,386	415	431	147,299	145,130	▲ 2,169	50.2	49.0
倉敷市	189,362	191,468	309	332	65,387	72,523	7,136	34.5	37.9
津山市	43,283	43,492	80	86	15,970	17,868	1,898	36.9	41.1
玉野市	27,882	27,895	67	60	19,671	12,676	▲ 6,995	70.6	45.4
笠岡市	22,478	22,449	79	85	17,957	18,878	921	79.9	84.1
井原市	16,240	16,298	61	62	16,235	16,298	63	100.0	100.0
総社市	23,603	23,940	101	102	5,022	5,651	629	21.3	23.6
高梁市	13,763	13,807	38	37	9,654	9,667	13	70.1	70.0
新見市	12,936	12,951	291	291	8,339	8,339	0	64.5	64.4
備前市	15,759	15,760	66	67	9,873	10,073	200	62.6	63.9
瀬戸内市	14,289	14,456	183	186	7,149	9,298	2,149	50.0	64.3
赤磐市	16,813	17,089	62	62	14,603	14,875	272	86.9	87.0
真庭市	17,571	17,656	454	459	13,216	13,694	478	75.2	77.6
美作市	12,474	12,511	95	104	5,598	6,447	849	44.9	51.5
浅口市	13,696	13,969	25	27	7,185	7,197	12	52.5	51.5
和気町	6,159	6,160	36	36	4,678	4,733	55	76.0	76.8
早島町	4,569	4,600	17	19	3,876	4,080	204	84.8	88.7
里庄町	4,056	4,087	1	1	4,056	4,087	31	100.0	100.0
矢掛町	5,046	5,057	5	5	2,901	2,912	11	57.5	57.6
新庄村	394	394	1	1	394	393	▲ 1	100.0	99.7
鏡野町	5,581	5,673	49	55	2,386	2,558	172	42.8	45.1
勝央町	4,195	4,260	14	18	2,775	3,063	288	66.2	71.9
奈義町	2,369	2,359	12	13	1,684	1,861	177	71.1	78.9
西粟倉村	542	544	12	12	542	544	2	100.0	100.0
久米南町	2,255	2,246	8	8	2,259	2,256	▲ 3	100.2	100.4
美咲町	6,299	6,303	24	25	2,628	3,373	745	41.7	53.5
吉備中央町	5,400	5,366	139	139	5,345	5,345	0	99.0	99.6
合計	780,663	787,176	2,644	2,723	396,682	403,819	7137	50.8	51.3

※管内世帯数(A)は前年度の3月31日現在(「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」)
 組織されている地域の世帯数(B)は当年度の4月1日現在(「消防防災・震災対策現況調査」)

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	避難誘導計画等の策定の促進				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 市(瀬戸内海沿岸市)</p> <p><取組内容> 県では、津波被害が生ずるおそれのある県内の市町が津波避難誘導計画を策定することを支援するため、平成16年3月に「岡山県津波避難誘導計画策定指針」を作成し、瀬戸内海沿岸市町に対し津波避難誘導計画の策定を働きかけてきた。</p> <p><津波避難誘導計画の作成> ・策定済 3市(倉敷市、浅口市、瀬戸内市) ・未策定 4市(岡山市、玉野市、笠岡市、備前市)</p>																	
課 題	<p>津波から迅速・確実に避難するため、津波避難誘導計画が未策定の市にあっては早期策定を、策定済みの市にあっては地域の人口構成や土地利用状況が変化することから計画の検証を行う必要がある。</p> <p>また、今後、東海、東南海、南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定の見直しに伴い、津波避難誘導計画を修正する必要性が生じてくると予想される。</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 様々な機会を通じて、「岡山県津波避難誘導計画策定指針」により、計画未策定の市に津波避難誘導計画の策定を、策定済の市に対しては計画の検証を働きかけるとともに、沿岸市等を個別に訪問するなどして、県として助言を行う。 また、津波の浸水想定の見直しに伴い、早島町についても津波避難誘導計画の策定を働きかける。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><開始時期> 直ちに実施する。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">—————></td> <td>隨時検証</td> <td>—————></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—————>				隨時検証	—————>
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—————>				隨時検証	—————>													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>「岡山県津波避難誘導計画策定指針」により、計画未策定の市に津波避難誘導計画の策定を、策定済の市に対しては計画の検証を働きかけるとともに、市からの要望に応じて、県として支援を行う。</p>
	<p><津波避難誘導計画の策定率> 現在:3市(平成23年5月現在) 目標:全市町(平成25年)</p>

岡山県津波避難誘導計画策定指針について

近い将来に発生が予想される東南海・南海地震による津波を想定して、この地震により津波被害が生ずるおそれのある県内の市町が津波避難誘導計画を策定し津波対策を推進することを支援するために岡山県津波避難誘導計画策定指針を平成16年3月に作成した。

○ 津波避難誘導対策の基本的な考え方

岡山県に影響を与える津波を伴う地震としては、南海トラフ沿いを震源域として繰り返し発生している東南海地震及び南海地震がある。この地震は、「30年以内の発生確率は、60%程度から70%程度」と近い将来での発生が予測されている。

東南海・南海地震により、岡山県の瀬戸内海沿岸において、震度5強から6弱の地震動に見舞われ、その後最大波高3m程度の津波に襲われる事態が想定される。

さらには、過去の昭和南海地震等に比べ、沿岸の人口や各種施設が増加していることから、沿岸の市においては地域の特性を考慮した津波避難誘導計画を策定し、津波対策を実施する必要がある。

【津波避難誘導計画の概念図】

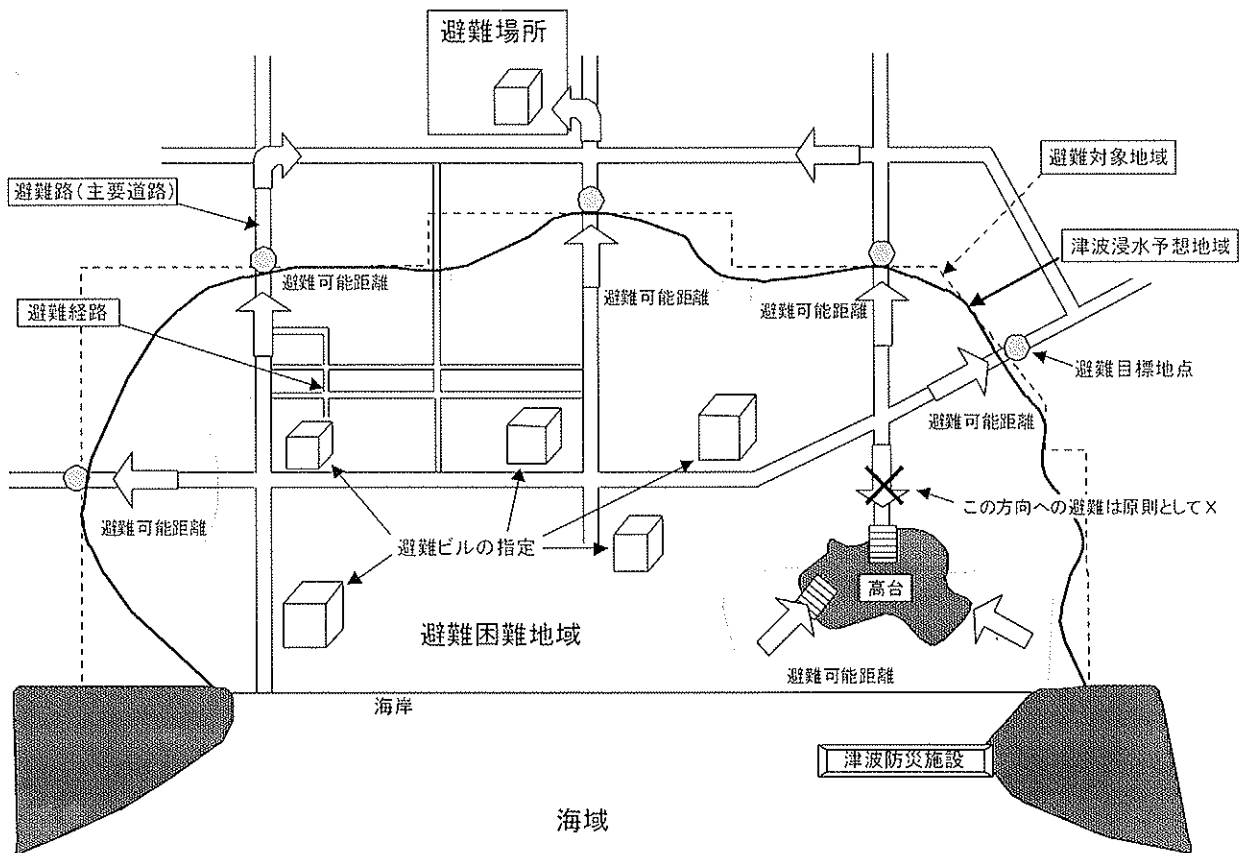


図 2 津波避難誘導計画の概念

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等				重点	その他												
細項目	避難所再点検による避難所の指定の促進																	
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p><取組内容> 災害対策基本法に基づき、市町村が避難所を指定しており、指定された避難所には県立高等学校や消防学校などの県有施設も含まれている。</p> <p><避難所の指定数> ・ハザード内にある避難所 893施設</p>																	
課 題	ハザード内にある施設を避難所に指定している場合や、耐震化がなされていない施設を避難所に指定している場合があるため、ハザード外にある施設や県有施設を避難所として指定する必要や、施設の耐震改修を進める必要がある。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 市町村に対し、現在指定している避難所の点検を行い、避難所がハザード内にある場合にはハザード外の施設を避難所として指定することや県有施設の避難所としての指定など、災害の種類に応じた避難所の指定について働きかけや助言を行うとともに、避難所の耐震改修を行うよう市町村に働きかける。 これまでも連絡会議や次により県施設関係部局や市町村に対し積極的な取組を要請 ・23年6月29日付け 県施設の避難所への活用について ・23年9月7日付け 避難所の安全確保等について</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><開始時期> 直ちに実施する。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	市町村に対し、現在指定している避難所の点検や、災害の種類に応じた適切な施設(県有施設を含む。)の避難所への指定あるいは指定の変更等を行うよう働きかけや助言を行うとともに、避難所の耐震改修の実施を市町村に働きかける。
	<p><ハザード内にある避難所の割合> 現在:32% (平成23年5月現在) 目標:ゼロ(できるだけ早期に)</p>

避難所の指定について

1 避難所の指定

- ・市町村が公民館、学校等公共的施設を避難所として指定
- ・避難所の指定条件（地域防災計画抜粋）
 - ① 地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
 - ② 崖崩れ、地滑り、河川の氾濫、津波等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。
また、危険物施設の近くや上空に高压線があるところは避けること。
 - ③ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定すること。
また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましいこと。
 - ④ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定すること。

2 避難所の指定状況（県下全市町村）

- ・避難所の指定数 約2,800箇所

3 県施設等の指定状況

①主な県有施設

区分	施設の名称
知事部局所管	消防学校、津山総合体育館、津山東体育館、津山陸上競技場、美作ラグビー・サッカー場、北部高等技術専門校美作校 等
教育庁所管	岡山朝日高等学校、岡山操山高等学校、西大寺高等学校、瀬戸高等学校、津山東高等学校、林野高等学校 等

②主な国有施設

国立印刷局岡山工場体育館

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

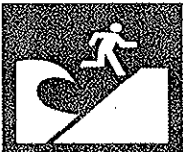
担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等				重点	その他												
細項目	避難所への避難誘導標識等の設置の促進																	
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p><取組内容> 避難所への避難路の指定については、23市町村が未指定となっており、避難所への標識等の設置状況については、22市町村が不十分であると認識している。</p> <p><避難路の指定状況> ・一部指定 4市町、未指定 23市町村</p>																	
課 題	避難経路やその周辺の安全確保の問題や、安全な避難を考えた場合に発生する災害の状況に必ずしも対応できないことから一律の指定は困難という理由で大半の市町村が避難路を指定していないことから、避難路の指定や避難誘導標識等の設置を促進する必要がある。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 市町村の避難路について地域住民との協働により指定を進めるよう促すとともに、避難所等への避難誘導標識等の整備を促進するため、市町村が避難経路等への案内・誘導看板の設置事業に対して支援を行う。</p> <p>① 継続 ② 拡充 <input checked="" type="radio"/> ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><開始時期> 平成24年度</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	安全な避難のため、避難路の指定や避難誘導標識の設置促進を市町村に働きかけるとともに、避難経路等への案内・誘導看板の設置事業に対する補助制度を創設し、支援を行う。
-------	----------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課																					
施策項目	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等				重点	その他																		
細項目	津波避難ビルの指定促進																							
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p><取組内容> 平成18年度から20年度にかけて、一時的な避難場所となる津波避難ビルの設置を促進するため、市町がビルの耐震診断等の調査を実施し、ビル管理者等と調整を行ってビルを指定するモデル事業を行い、市への支援を行ったが、津波避難ビルの指定は4施設にとどまっている。</p> <p><津波避難ビルの指定状況> ・玉野市 3施設 備前市 1施設</p>																							
課 題	津波避難ビル等は、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難として有効な施設であるが、現時点では4箇所の指定に止まっている。																							
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 津波避難ビルの整備に関する情報を沿岸市に提供するなど、市による津波避難ビルの指定を促進するとともに、市が実施する津波避難ビルへの案内・誘導看板の設置事業を支援する。 なお、指定に当たっては、地域住民が十分に話し合うことが必要なことに留意する必要がある。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ <input checked="" type="radio"/> 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p> 津波避難ビルのピクトグラム</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
					→																			

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	沿岸市が津波避難ビルへの案内・誘導看板を設置する経費に対する補助制度を設けるとともに、先進地における津波避難ビルの指定事例の提供や沿岸市のニーズの把握によるニーズに応じた支援を進めていく。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------

津波避難ビル指定状況

1 指定状況

市町村名	箇所数	指 定 内 容			
		施 設 名	指定年月日	避難場所	収容人数
玉野市	3	宇野港パーキング (玉野市宇野1-12-1)	H20. 1. 30	駐車スペース及び 通路	半数駐車時 2,000人 満車時 500人
		ダイヤモンド瀬戸内 マリンホテル (玉野市渋川2-12-1)	H20. 2. 29	・ 7階屋上 ・ 施設屋内外階段 3階以上の部分	1,245人 (屋上部分の み 1,000人)
		リゾートYOSHIMASA (玉野市築港1-23-4)	H20. 1. 30	・ 9階屋上部分 ・ 施設屋外階段 3 階以上の部分	400人 (屋上部分の み 300人)
備前市	1	アルファビゼン (備前市西片上1226)	H21. 1. 22	5～7階及び屋上 の駐車場部分	3,000人
計	4				

※ 未指定：岡山市、倉敷市、笠岡市、瀬戸内市、浅口市（計5市）

2 津波避難ビル等について

定義：津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）をいう。なお、津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まない。

3 津波避難ビル指定促進モデル事業（平成18年度～20年度）

(1) 概要

干拓地等、短時間での避難が困難な地区において一時的な避難場所となる津波避難ビルの設置を促進するため、市町がNPOなどと協働しビルの耐震診断等の調査を実施し、ビル管理者等と調整を行ってビルを指定、県下統一のピクトサインによる標識を設置するまでの一連の事務等をモデル事業として支援

(2) 補助率

耐震診断 1 / 3 (限度額300千円)
津波避難ビル標識設置 1 / 2 (限度額500千円)

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等				重点	その他												
細項目	避難所運営マニュアルの策定の促進																	
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p>「避難所運営マニュアル」とは避難所の円滑な運営のために、避難所の管理責任者や体制、避難者の自治組織に係る事項等を、予定される避難所ごとにとりまとめたもので、災害時要援護者への配慮やプライバシーの確保、男女共同等の視点に配慮する必要がある。</p> <p><避難所運営マニュアルの策定状況>(平成23年7月1日現在) 避難所ごと策定:該当なし 一定の基準となるマニュアルの策定:11市町 未策定:16市町村</p>																	
課 題	避難所の運営を円滑に行うためには、あらかじめ避難所ごとに避難所の運営についてマニュアルを定める必要がある。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 市町村の避難所運営マニュアルの作成を支援するため、県において運営マニュアル作成の指針となるものを作成するなどして、市町村に対する助言を行っていく。なお、作成にあたっては、東日本大震災による被災者支援のため、被災地に派遣された県職員の経験を生かすこととする。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><開始時期> 平成24年度</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	市町村の避難所運営マニュアルの作成を支援するため、マニュアルの指針となるものを作成するなどして、市町村の取組を支援する。
	<p><避難所運営マニュアルの策定状況> 現在:避難所ごと策定:該当なし 一定の基準となるマニュアルの策定:11市町 未策定:16市町村</p>

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	災害時要援護者支援プラン策定の促進				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 市町村 <取り組み内容> 高齢者・障害のある人等の災害時要援護者は、緊急時に独自での避難が困難であったり、避難所で不自由な生活を余儀なくされることが予想される為、緊急時における情報伝達体制の整備や介護支援者の確保、避難所生活での対策を進めるため、避難支援マニュアルの策定を行っている。</p> <p><実績等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月に「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成し、本指針を活用しながら、災害時要援護者避難支援対策の取組を進めることとしている。 ・市町村の避難支援マニュアルの策定状況 全体計画 20市町村 個別計画 4市町村 																	
課 題	市町村の災害時要援護者支援マニュアルの策定に当たっては、個人情報の保護の問題等もあり災害時要援護者の把握が進まない。																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 関係機関共有方式を積極的に活用するとともに、要援護者への支援制度の周知をすることなどにより、災害時要援護者の情報把握を積極的に行い、支援プラン策定を促進する。 庁内関係部局と協力し、市町村への働きかけを行う。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p><スケジュール> 支援マニュアル策定に向け、関係機関共有方式を活用出来るよう、関係機関に対し協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5">—————</td> <td>→</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—————					→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—————					→													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	災害時要援護者支援プラン策定を促進するため、関係機関共有方式の活用や要援護者への支援制度の周知などにより、災害時要援護者の情報把握を積極的に行うよう市町村へ働きかける。		
	<避難支援マニュアル作成状況率>		
	全体計画	現在：20市町村(23年4月1日)	目標：27市町村(28年)
	個別計画	現在：4市町村(23年4月1日)	目標：27市町村(28年)

災害時要援護者避難支援プランの策定

(23. 4. 1現在)

市町村名	全体計画の策定状況			災害時要援護者名簿の整備状況			個別計画の策定状況			
	策定年月日	策定予定年月	策定予定時期が左記の年月となる理由	全体の名簿を整備し、更新中	整備途中(一部地区のみ整備など)	整備方法 ア.関係機関共有方式 イ.同意方式 ウ.手上げ方式 エ.アとイの組合せ オ.アとウの組合せ カ.イとウの組合せ キ.アとイとウの組合せ ク.その他	個別計画を策定し、更新中	策定途中(支援者が未定など)	未着手	未着手の理由
岡山市	平成20年5月				○	カ		○		
倉敷市	平成22年7月			○		イ		○		
津山市	平成19年3月			○		イ	○			
玉野市	平成23年6月1日				○	ア		○		
笠岡市	平成19年11月26日				○	キ		○		
井原市	平成23年3月31日				○	カ	○			
総社市	平成20年4月1日				○	カ		○		
高梁市	平成22年2月26日			○		カ		○		
新見市	平成22年3月26日				○	ウ			○	他部署と協議調整中
備前市	平成16年9月27日			○		カ	○			
瀬戸内市	平成22年2月				○	カ		○		
赤磐市	平成22年3月12日			○		カ		○		
真庭市	平成21年10月14日			○		イ			○	他部署との協議調整中
美作市	平成20年3月			○		エ			○	
浅口市		平成23年度中	平成23年度中に策定予定のため	○		カ			○	全体計画策定時にあわせて検討する
和気町	平成22年12月31日				○	カ		○		
早島町	平成23年1月7日				○	キ		○		
里庄町		平成23年7月末	関係機関と調整中のため		○	キ			○	検討中
矢掛町	平成20年3月			○		ウ	○			
新庄村		平成23年度中	関係部署との協議が遅れているため	○		ア			○	全体計画後に策定予定
鏡野町	平成23年3月			○		カ			○	今後策定予定
勝央町		平成23年度末	現在の進捗状況から判断		○	キ			○	検討中
奈義町		平成24年3月	現在、資料や情報収集中であり、取り組み方針について検討中のため		○	ア		○		
西粟倉村		平成24年3月	策定中のため	○		ア		○		
久米南町		平成24年3月	地域福祉計画の内容見直しのため	○		ア		○		
美咲町	平成20年7月1日				○	キ			○	検討中
吉備中央町	平成20年11月				○	エ			○	自主防災組織が確立していないため
計	20	7	7	13	14	27	4	13	10	9

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	県民生活部	課名	国際課														
施策項目	災害時要援護者支援プランの策定の促進			重点	その他													
細項目	災害救援専門ボランティア(外国語通訳・翻訳)																	
現 状	<p>〈実施主体〉 県</p> <p>〈取組内容〉 岡山県内に大規模な災害が発生した場合等における外国人被災者のニーズに的確に対応する体制づくりのため、市町村からの要請に応じ、被災地、避難所等において提供する各種情報の翻訳や被災者等に対して行う面談の通訳を行う災害救援専門ボランティアを登録するもの。 毎年度、研修会を実施し、人材の発掘と育成を図っている。</p> <p>現行の事業: 指定管理業務(指定管理者:(財)岡山県国際交流協会)</p> <p>〈登録者数〉 現状: 12言語延べ89名(平成23年12月31日現在) 目標: 12言語延べ120名(平成27年度)</p>																	
課 題	<p>・在住外国人の国籍等の状況を踏まえ、英語以外の言語に対応できる人材の確保に一層努める必要がある。特に、中国語・ポルトガル語の堪能なボランティアの増員が急務である。</p> <p>・活動実績がないため、災害時に機能するよう、関係課所と連携して実践能力を養う必要がある。</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>〈対応案〉 研修会への参加を積極的に呼びかけるなど、英語以外の言語に対応できる人材の確保に努めるとともに、研修会の内容を工夫するなど、実践能力の向上に努める。</p> <p style="text-align: center;">① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉 平成23年から継続して着実に取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 14.28%;">23年度</td> <td style="width: 14.28%;">24年度</td> <td style="width: 14.28%;">25年度</td> <td style="width: 14.28%;">26年度</td> <td style="width: 14.28%;">27年度</td> <td style="width: 14.28%;">28年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—				→	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—				→														

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>今後も、引き続き英語以外の言語に対応できる人材の確保に努めるとともに、実践能力の向上を図っていく。</p> <p>〈ボランティアの登録者数〉</p> <p style="text-align: center;">現在: 12言語延べ89名(H23.12.31現在) 目標: 12言語延べ120名(H27年度)</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部	課名	医薬安全課																			
施策項目	災害時要援護者支援プランの策定の促進			重点	その他																		
細項目	「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」等の活用																						
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 災害時要援護者のうち難病のある人への支援について、保健所や市町村、医療機関、居宅サービス事業所など関係機関ごとの役割を示した「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」を平成22年度に作成し、平成23年4月に各関係機関あて配付した。(作成部数:300部) 併せて、難病のある人自身の備えとして、病名や診療内容、服薬の状況などを自ら記載し携帯するための「緊急医療支援手帳」を作成し、対象者あて個々に配付した。(特定疾患医療受給者証交付対象者:14,155人/H22年度末現在)</p>																						
課 題	<p>今後は、各関係機関において、日頃の備えや災害時の支援など具体的・実践的な対応が進められるよう、「マニュアル」の周知・活用について働きかけていく必要がある。</p> <p>また、難病のある人に対しては、防災意識の高揚を含め、また自助の手段の一つとして、「手帳」の活用を呼びかけていく必要がある。</p>																						
検討結果 又は 対応案	<p><検討結果> 既存の会議や広報媒体等あらゆる機会を通じ、「マニュアル」及び「手帳」の周知・活用を図っていく。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">周知・活用への働きかけ →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">意識の高揚、活用 →</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">意識の定着、活用の広がり →</td> </tr> </tbody> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	周知・活用への働きかけ →							意識の高揚、活用 →		意識の定着、活用の広がり →		
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																		
周知・活用への働きかけ →																							
	意識の高揚、活用 →		意識の定着、活用の広がり →																				

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>難病のある人への災害時支援を推進するため、「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」及び「緊急医療支援手帳」の周知・活用について、関係機関や患者等への働きかけを積極的に行います。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部	課名	障害福祉課														
施策項目	災害時要援護者支援プランの策定の促進				重点	その他												
細項目	視聴覚に障害のある人への災害時の情報伝達・コミュニケーション支援																	
現 状	<p>〈実施主体〉 県、県聴覚障害者センター</p> <p>〈取組内容〉 迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動ができるよう、「岡山県災害救援専門ボランティア」に手話通訳ボランティアを事前登録し、専門的な研修を行うなど、聴覚障害のある人へ緊急時に情報伝達・コミュニケーション支援ができるよう対応している。</p>																	
課 題	<p>災害時要援護者の中でも、視聴覚に障害のある人についてはその障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況になることから、情報伝達・コミュニケーション支援が特に重要となる。</p> <p>このため、手話のみでなく要約筆記や音声、点字など多様な情報伝達・コミュニケーション手段の確保が必要とされている。</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉 県聴覚障害者福祉協会、県視覚障害者協会などの当事者団体等と協働し、県で養成・登録した各種のコミュニケーションボランティア等を活用し、災害時に迅速な支援活動ができるよう、必要な研修等を実施する。また、災害救援専門ボランティア登録制度を所管している県民生活部と調整し、「手話通訳」に加え、新たに「要約筆記」を同制度の対象に加える。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉 継続分については引き続き、拡充分については平成24年度から取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">23年度</th> <th style="width: 12.5%;">24年度</th> <th style="width: 12.5%;">25年度</th> <th style="width: 12.5%;">26年度</th> <th style="width: 12.5%;">27年度</th> <th style="width: 12.5%;">28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">></td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—					>
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—					>													

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>視聴覚障害のある人へその障害特性に応じた情報伝達・コミュニケーション支援ができるよう、災害救援専門ボランティアの確保に努めるとともに、東日本大震災における支援状況を教訓とした効果的・実践的な研修を実施することにより、緊急時に迅速な対応ができるよう取り組む。</p> <p>なお、市町村が「災害時要援護者避難支援プラン」を策定するに当たっては、視聴覚に障害のある人等の障害特性を踏まえ、日常生活を支援する機器を活用する等により、確実な防災・災害情報の伝達に留意するよう促す。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部	課名	保健福祉課・障害福祉課		
施策項目	福祉避難所等の設置促進			重点	その他	
細項目						
現 状	<p>〈実施主体〉 福祉避難所 市町村 防災拠点スペース 社会福祉法人</p> <p>〈取組状況〉 市町村に対し、防災担当課長会議や個別訪問などにより、福祉避難所の設置促進を図っている。 国の震災関連の社会福祉施設整備補助事業で、平成24年度から障害のある人向けの防災拠点スペースの整備が対象となる予定である。</p> <p>〈福祉避難所の設置状況〉 5市2町11ヶ所</p>					
課 題	<p>災害時要援護者へ適切に対応するため、未設置の市町村における設置促進や、設置済の市においても受入可能人数の検討が必要である。 障害のある人は通常の避難所では、障害特性に応じた福祉サービス等の提供を受けることが困難である。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他() (該当するものに○)</p> <p>東日本大震災の現状等から、福祉避難所の設置が課題となっており、今後の地域防災計画の見直しや要援護者避難支援プランの策定状況も踏まえ、市町村に対し、福祉避難所の設置を働きかけるとともに、全県的な社会福祉施設等の協力体制の構築をはじめ、可能な支援策の検討を行う。 また、障害のある人への専門的機能を有する障害福祉サービス事業所等に被災した障害のある人の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点スペースの整備に向けた検討を行う。</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>今後の地域防災計画の見直しや要援護者避難支援プランの策定状況も踏まえ、出来るだけ短期間に全ての市町村が福祉避難所を設置するよう働きかけるとともに、全県的な社会福祉施設等の協力体制の構築をはじめ、可能な支援策の検討を行う。 また、防災拠点スペースを整備する社会福祉法人の取組を支援し、県内の3障害保健福祉圏域ごとに1か所の整備を目標に検討を進め、災害時における障害福祉サービスを確保する。</p>	
	<p>〈福祉避難所の設置済み市町村数〉 現在: 5市2町(H23年12月現在) 目標: 27市町村(できる限り早急に)</p>	
	<p>〈防災拠点スペースの整備数〉 現在: 0か所(23年度) 目標: 3か所(26年度)</p>	

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名		課名	危機管理課		
施策項目	防災拠点施設(代替施設)の整備等			重点	その他	
細項目						
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 大規模地震等で県庁が被災した場合、免震構造を備えた県立図書館を代替の災害対策本部として活用する計画としており、衛星通信装置や市町村への一斉指令機能等の一部機能を整備している。</p>					
課 題	<p>①図書館が浸水した場合は、地下に設置している発電機などの電源装置が機能しなくなり、大規模災害時において電源を確保できなくなるおそれがある。</p> <p>②代替の災害対策本部に必要なネットワークや端末装置等の整備が十分なされていない。また、代替機能に関する基本的な考えが十分整理できていない。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>①防災用発電機の整備 大規模災害時において、衛星通信装置等の防災情報ネットワークや総合防災情報システム、その他関係システム並びに代替の災害対策本部活動に必要な電力を確保する防災用発電機を浸水被害を受けない図書館屋上に早急に整備する。 本年度、実施設計(9月補正)を行い、H24度のできるだけ早い時期に整備を完了させる。</p> <p>②防災情報ネットワークの拡充整備 代替災害対策本部に係る機能面の検討を行い、防災拠点機能として必要不可欠な防災情報ネットワークについて拡充整備する。</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	①	→				
	②	→	→			

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>①防災用発電機の整備については、できるだけ早期に整備を完了させる。</p> <p>②防災拠点機能の整備については、既設防災情報ネットワークの機能面と連携させながら早急を実施する。</p>
	<p><代替災害対策本部(県立図書館)の防災用発電機の整備></p> <p>目標: H24度中のできるだけ早い時期に整備完了</p>

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	総務部	課名	財産活用課			
施策項目	県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化			重点	その他		
細項目	県有施設の耐震化						
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><現状> 災害時の応急・復旧・避難・救助活動拠点となる県有施設のうち、耐震化が未了の214施設の耐震改修を進める。(未診断78施設の耐震診断を実施する。)</p> <p><内訳> 県庁舎・県民局、警察署など:19(21)、県立高校など:195(57)</p>						
課 題	厳しい財政状況の中での優先順位づけ						
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等 耐震化が未了の214施設の耐震改修を進める。(未診断78施設の耐震診断を実施する。)</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p>(* 県立学校については、別シートへ) ・県立学校については、子どもの生活の場として、また住民の応急避難場所として極めて重要であることから、昨年度、H29年度末までに耐震化を完了する新たな計画を策定し、取組を加速させたところであるが、さらに前倒しを行い、H27年度を目途に完了するよう検討する。</p> <p>(* 県庁舎については、別シートへ)</p>						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	* 高校など					→	
* 県民局、警察など						→	

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	災害時の応急活動や復旧活動、避難・救助活動の拠点となる県有施設について、厳しい財政状況を勘案しながら、早期の耐震化を進める。
-------	----------------------------------------------------------------

平成23年6月30日

県有施設の耐震化の状況

(単位：棟)

県有施設	昭和56 年以前	特定建築物+耐震化を要望する建築物						
		耐震診断完了					耐震性 有	未診断
		耐震性 無		耐震化 未着手				
			工事完了					
6,775	3,550	465	387	274	60	214	113	78

区 分		未着手	未診断
①	県庁舎・県民局、警察署など (未着手：県庁舎本館・南棟・議会棟旧館、備中県民局、東備・井笠・高梁地域事務所、玉野・水島警察署、児童会館科学館、中小企業会館、農林水産総合センター・・・等) (未診断：宇野港管理事務所、美作県民局別館、自治研修所、総合福祉会館、宿舎・・・等)	19	21
②	県立高校など (各高等学校実習棟・管理棟、県立博物館、宿舎・・・等)	195	57
	計	214	78

地震・津波対策に係る検討シート

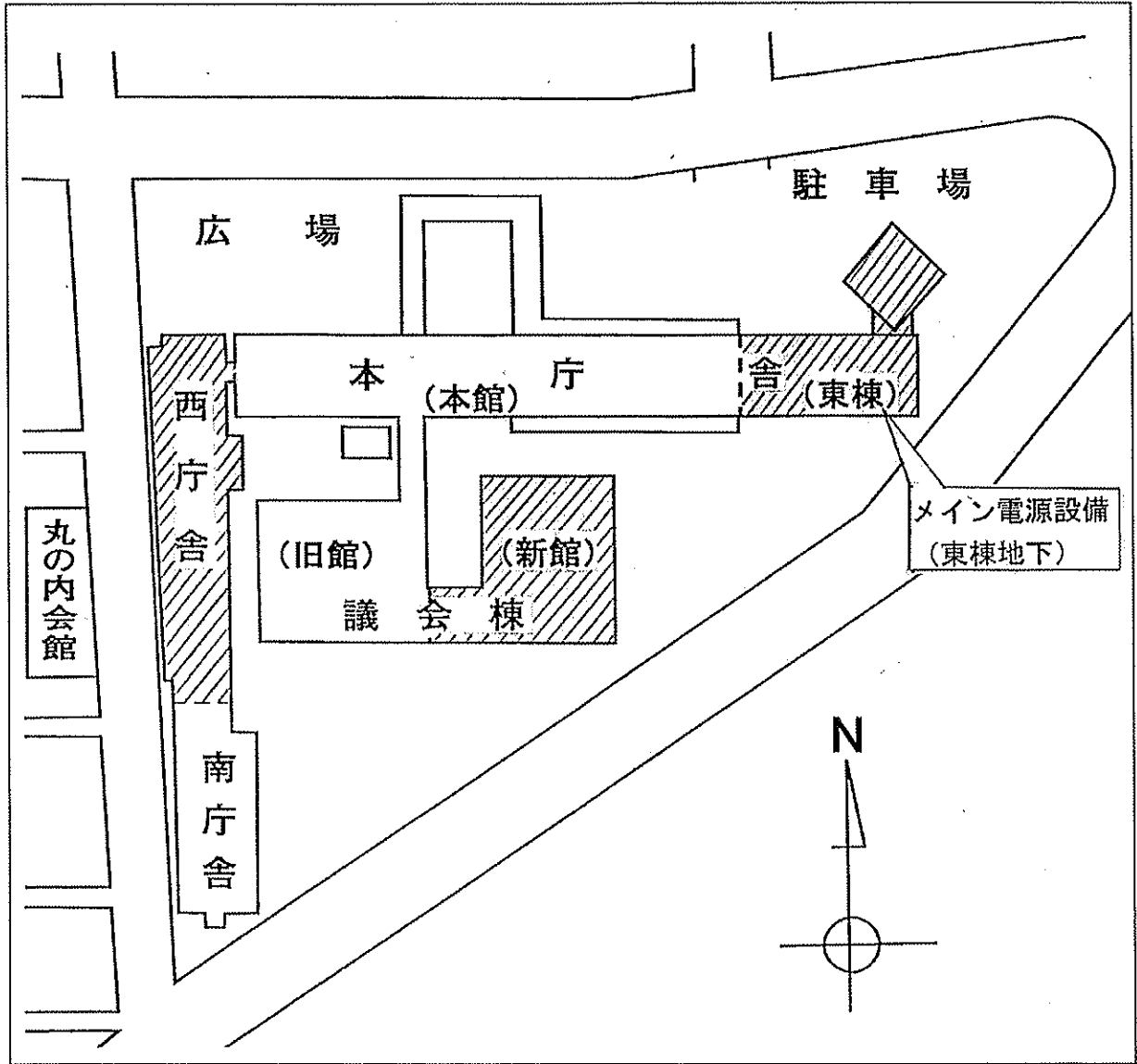
平成23年12月31日現在

担当部課	部名	総務部	課名	財産活用課		
施策項目	県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化			重点	その他	
細項目	県庁舎の耐震化等					
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><現状> 県庁舎の防災上の課題は、耐震改修が未了であることと、主要な電源設備が地下にあることである。 耐震化と併せて浸水対策に取り組む必要があるため、今後、実施設計(次年度以降)の前段階として、計画策定及び大規模事業評価を進める。</p>					
課 題	<p>県庁舎は、大規模災害が発生した場合、その直後から復旧・復興における本部機能を担うことになる。また県庁内には職員が約2,300名いるうえに来客も多く、多数の人命にも影響することから、厳しい財政状況ではあるが、早期に耐震化と併せて浸水対策を進める必要がある。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等 早期に耐震化と併せて浸水対策を進める。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工法検討(H20は震度6弱対応→東日本大震災を踏まえ6強対応で再検討) ・新工法の調査、比較 ・改修と移転、建替との比較 ・浸水対策 ・概算工事費の検討など <p>↓</p> <p>※計画策定、大規模事業評価(→以降実施設計、工事)</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	本庁舎本館	→			→	
	南棟、議会棟旧館				→	

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>(H20年度に実施設計に着手したものの、財政危機宣言を受けた県議会での議論も踏まえ休止した経緯があり、現在も財政構造改革取組期間中であるが、)県議会での議論も踏まえ、厳しい財政状況ではあるが、早期に耐震化と併せて浸水対策を進める。 ※計画策定費(委託費)を9月補正予算により措置した。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県庁舎配置図



凡例



耐震改修未



耐震改修済み又は耐震性有り

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課				
施策項目	県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化				重点	その他	
細項目	市町村庁舎等の耐震化						
現 状	<p><実施主体> 市町村</p> <p><現状> 地域での防災活動の拠点となる市町村庁舎の耐震化は、現時点では27市町村中12市町で完了しているものの、15市町村では今後耐震化を実施する予定である。</p>						
課 題	市町村庁舎は、災害が発生した場合、その直後から防災拠点として災害対応やその後の復旧・復興における機能を担うことになる。また市町村庁舎内には職員が多数いるうえに来客も多く、多数の人命にも影響することから、耐震化が行われていない市町村では、早期に耐震化を進める必要がある。						
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 市町村に対し、耐震化が行われていない場合には、国の緊急防災・減災事業などの財政支援措置等の活用などにより、早期に市町村庁舎の耐震改修を行うよう働きかける。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p>						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
							→

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	財政状況が厳しい中ではあるが、防災拠点となるだけでなく、多くの職員が執務を行い、また多くの市民が訪れる市町村庁舎は耐震化が求められることから、今後、耐震化が行われていない市町村に向けて、国の緊急防災・減災事業などの財政支援措置等の活用などにより早期の耐震改修を働きかける。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市町村役場(防災拠点)の耐震化状況

市町村名	実施状況	今後の予定
岡山市	未	未定
倉敷市	済	
津山市	未	未定
玉野市	未	未定
笠岡市	未	未定
井原市	済	
総社市	未	未定
高梁市	未	未定
新見市	未	未定
備前市	未	未定
瀬戸内市	済	
赤磐市	未	未定
真庭市	済	
美作市	未	未定
浅口市	未	未定
和気町	済	
早島町	済	
里庄町	済	
矢掛町	済	
新庄村	未	未定
鏡野町	済	
勝央町	済	
奈義町	未	今年度実施中
西粟倉村	未	未定
久米南町	未	未定
美咲町	済	
吉備中央町	済	

実施済 12 市町
未実施 15 市町村

※調査対象:災害対策本部が設置される市町村庁舎

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	農林水産部・土木部		課名	耕地課・水産課・防災砂防課・港湾課																						
施策項目	海岸保全施設の整備				重点	その他																					
細項目																											
現 状	<p><実施主体> 県、沿岸7市</p> <p><取組内容> 岡山沿岸海岸保全基本計画(H20.3改訂)に基づき、H16年台風第16号による高潮被害を防止することを目的として整備を進めており、津波による浸水被害からの防護については、最大級の津波に対して防護することを将来の目標としている。</p> <p><現状値、目標値等> 高潮対策等が必要な168箇所のうち、これまでに高潮対策として20箇所が対策済みであり、36箇所を整備を実施中である。</p> <p>現行の事業費 (H23県当初予算) 1,847,385千円 現行の施設整備率(県) 6.5%</p>																										
課 題	今後、新たに想定される地震の規模及び津波の高さについて、防護水準の見直しを行う必要がある。																										
検討結果 又は 対応案	<p><検討結果> ・海岸保全施設の整備進度を高める。 ・新たに想定される地震の規模及び津波の高さを踏まえ、防護水準の見直しを行う。</p> <p>継続:継続的に海岸保全施設整備を行い、津波に対する方針等を踏まえ対応する。 拡充:防護水準の見直しを行い、「岡山沿岸海岸保全計画」を改訂するとともに、それに基づく整備を進める。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 「岡山県地震・津波対策専門委員会」での議論を踏まえて、防災強化策等の検討を行い、国の専門調査会での三連動の被害想定に基づき、防護水準の見直しに伴う「岡山沿岸海岸保全基本計画」の改訂を行う。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続</td> <td colspan="6">→ 継続的に実施</td> </tr> <tr> <td>岡山沿岸 海岸保全基本計画</td> <td></td> <td>● 改訂に向けた検討</td> <td>● 夏頃 改訂(※1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:事業実施と並行に改訂を行う。</p>							23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	継続	→ 継続的に実施						岡山沿岸 海岸保全基本計画		● 改訂に向けた検討	● 夏頃 改訂(※1)			
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
継続	→ 継続的に実施																										
岡山沿岸 海岸保全基本計画		● 改訂に向けた検討	● 夏頃 改訂(※1)																								

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>国・県の各委員会等での検討結果を踏まえ、岡山沿岸海岸保全基本計画の改訂を行う。</p>
	<p><整備目標> 現在、整備完了まででおおよそ50年かかる見込みであるが、整備進度を高め約30年以内の完了を整備目標とする。</p>

岡山沿岸における海岸保全施設の整備状況

防護水準

「出典：岡山沿岸海岸保全基本計画（改訂）」

ゾーン名	市名	防 護 水 準		
		高 潮	津 波	侵 食
		潮 位(設計高潮位)		
1 日生・邑久	備前市、瀬戸内市	T. P. +2.53m T. P. +2.47m	過去に発生した津波の被害を参考に地域の状況や防災効果を考慮して適切に想定した最大級の津波	現状の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
2 備前湾奥	備前市	T. P. +2.53m		
3 牛窓・宝伝・玉野北部	瀬戸内市、岡山市 玉野市	T. P. +2.47m T. P. +2.87m T. P. +2.55m		
4 児島湾	岡山市	T. P. +2.87m		
5 児島湖	岡山市、玉野市	T. P. +1.71m		
6 宇野港	玉野市	T. P. +2.55m		
7 児島	玉野市、倉敷市	T. P. +2.55m T. P. +3.15m		
8 水島港	倉敷市	T. P. +3.22m、T. P. +3.35m		
9 沙美・寄島	倉敷市、浅口市	T. P. +3.35m		
10 笠岡湾口	笠岡市	T. P. +3.61m		
11 笠岡湾奥	笠岡市	T. P. +3.61m		
12 笠岡諸島	笠岡市	T. P. +3.61m		

海岸保全基本計画(改訂)の整備必要箇所数

海岸箇所

県管理	142
市管理	26
計	168

整備状況

平成23年4月現在

	対策済	実施中	未整備	計
県管理海岸 (優先的实施箇所)	16	27	18	61
市管理海岸	4	9	13	26
計	20	36	31	87

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	土木部	課名	道路建設課・道路整備課																				
施策項目	道路施設の耐震化等			重点	その他																			
細項目																								
現 状	<p>〈実施主体〉 県</p> <p>〈取組内容〉 地震発生時の救急活動・緊急輸送に資するため、市町村役場等の防災拠点 を連絡する緊急輸送道路について、橋梁等の耐震化や落石等危険箇所の防災 対策を重点的に進めている。 なお、大型擁壁等の重要構造物については、地震を考慮した設計がなされ ており一定の安全性を有している。</p> <p>〈現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁耐震化率 : 約82% (H22年度末現在) ・道路防災対策率 : 約21% (H22年度末現在) 																							
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の落石等危険箇所の防災対策を急ぐ必要がある。 ・道路の液状化に対する抜本的な対策は困難である。 																							
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他 (具体的に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を進めるとともに、落石等危険箇 所の防災対策については、その進捗を速める。 ・道路の液状化対策については、被災後の迅速な復旧方法等について検討を 進める。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
					→																			

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化を早期に完了するとともに、他の路線の橋梁につ いても計画的に取り組む。 ・落石等危険箇所についても、緊急輸送道路の対策を重点的に取り組む。 ・被災後の迅速な復旧方法等について検討する。 			
	<p>〈緊急輸送道路の耐震ネットワーク化〉</p> <p>現在 (橋梁耐震化) : 約82% (H23. 4. 1現在) 目標 : 100% (H25年)</p> <p>現在 (防災対策) : 約21% (H23. 4. 1現在) 目標 : 約45% (H28年)</p>			

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名		課名			
施策項目	ライフラインの確保			重点	その他	
細項目	電力の確保					
現 状	<p><実施主体> 中国電力株式会社</p> <p><取組内容> ①災害対策基本法第39条等に基づき、中国電力防災業務計画を策定している。 防災業務計画【http://www.energia.co.jp/torikumi/bosai.pdf】 (主な内容【重点事項】) ・防災体制の確立、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策 等</p> <p>②想定される地震等に基づき、必要な対策を実施している。 (主な内容) ・緊急連絡・安否確認システムの導入 ・本社対策総本部の代替仮設総本部の設置 ・災害対策備蓄品の備付、衛星携帯電話の設置 ・電力設備等の被害想定を実施し、対策を実施(資機材確保、建物の耐震改修等)</p>					
課 題	<p>・今後、国の防災基本計画が見直され、海溝型大規模地震について、被害規模の見直しや対策の強化が検討される予定であり、必要な対策を検討する必要がある。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>・今後、国の中央防災会議による防災基本計画の見直し、海溝型大規模地震の検討や関係自治体の防災計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じ、当社の防災業務計画の見直しや必要な対策を実施する予定。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④その他(具体的に)</p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
→						

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>・国、県の対応を踏まえ、必要な対策を適切な時期に実施する。</p>
-------	--------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名																						
施策項目	ライフラインの確保			重点	その他																			
細項目	災害に強い電気通信設備づくり																							
現 状	<p>実施主体、取組内容、現状値、目標値等</p> <p>〈実施主体〉 西日本電信電話株式会社</p> <p>〈取組内容〉</p> <p>①各交換所間を結ぶ中継伝送路については多ルート分散しているため1ルートの被災に対してサービス中断は発生しにくい。</p> <p>②長時間停電について通信網の核となる交換所においては予備発電装置を設置して対応、万一の装置故障時は移動電源車により対処する。又、装置未設置の交換所においては蓄電池の大容量化により対応している。</p> <p>③建物の耐震については震度7クラスの地震に耐えられる設計がなされている。</p> <p>④屋外の電柱倒壊・傾斜、ケーブル断線が多く発生予測されるが、土地の液状化家屋の倒壊等による他要因の影響が強く被害想定が出来にくい。</p>																							
課 題	<p>①災害に強いネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海・東南海・南海の3連動地震発生時に襲来する津波へ耐える建物の対応策 ・家屋倒壊による影響が少ないケーブルの地中化推進(自治体・電力と共同作業) <p>②早期復旧手段の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた復旧拠点の整備 																							
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>東日本大震災を受け現在NTT本社グループ内において、通信設備への被害に関する詳細な分析、評価を実施するとともに国の中央防災会議に積極的に参画し専門調査会における調査結果等の新たな知見、および新たな防災計画を踏まえ、今後必要に応じ防災対策へ反映する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>対策</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	検討		→						対策	→		
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
検討		→																						
		対策	→																					

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>NTT本社グループでの対策案策定後実施項目が示され、それに則って実施する事となる。</p> <p>また、岡山地域独自に対応が必要か精査する。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名		
施策項目	ライフラインの確保		重点	その他
細項目	都市ガスにおける保安及び供給の確保			
現 状	<p><実施主体> 岡山ガス(株)</p> <p><取組内容> 想定される地震に対しては、各種災害対策規程を策定し、「設備」「緊急」「復旧」の段階ごとに対策をとることとしており、これに沿った「緊急対策」、「復旧対策」の訓練を年一回全社員参加で実施している。</p> <p><現状></p> <p>・設備対策 製造設備、ガスホルダーは、耐震設計により地震に強い構造にしている。導管もほぼ耐震構造もしくは耐震素材としている。未対策管のうち、ねずみ銹鉄管については、平成27年度の完了を目指し、取替えに取り組んでいる。またその他の導管についても、防食対策と併せ計画的な取替えを実施している。 ほぼ全戸にマイコンメーターを設置し、多量のガス漏れや震度5強程度の地震を感知すると自動的にガスを遮断、二次災害を防止する。</p> <p>・緊急対策 災害発生時の迅速かつ最小範囲の供給停止のため、供給区域内(5市1町)のブロック化(18ブロック)と各ブロックへのSIセンサー設置・遠隔監視体制を平成22年に完了した。さらに、地震及び津波被害が大きいと推測される岡山市南部地域を対象とし、供給設備の遠隔操作設備設置を平成24年度から3力年で予定している。</p> <p>・復旧対策 日本ガス協会の主導により、震災等災害発生時におけるガス事業者相互の応援体制を確立しており、岡山ガスでは復旧対策訓練にて救援事業者の受け入れ態勢を確立するとともに、復旧作業のベースとなる地形図およびガス施設管理情報をデータベース化したシステムを構築し、効率のよい復旧対応を可能としている。 また、救急病院等の重要施設に対する臨時供給のため、移動式供給設備(17台)を保有している。</p>			
課 題	<p>・津波対策 東北地方太平洋沖地震によるガス供給設備の被害状況を精査し、津波による当社の被害想定及び対応策を検討する必要がある。</p> <p>・液状化対策 液状化が及ぼすガス管への影響を、東北地方太平洋沖地震により得られた新たな知見により確認するとともに、液状化する可能性の高い地域を把握し、対応策を検討する必要がある。</p>			

検討結果 又は 対応案	<p><検討内容等> 過去日本ガス協会を中心として、兵庫県南部地震・中越沖地震等による被害及び得られた知見が取りまとめられており、当社はそれに沿って対策を進めてきた。本年の東北地方太平洋沖地震についても、津波及び液状化による都市ガス設備の被害状況の詳細な報告がなされる予定であり、次年度以降に示される岡山県の津波浸水予測図、地震動分布図等と併せ参考とし、被害想定を見直すとともに、当社での設備・緊急対策を強化していく。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 日本ガス協会及び岡山県の検討結果が平成24年度中に示されると考えており、平成25年度中の検討及び方針決定、平成26年からの対策実施を想定している。</p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
検討	→					
			対策	→		

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	現在予定している対策を着実に実行するとともに、東北地方太平洋沖地震による新たな知見に基づいた設備・緊急対策を付け加えていく。
-------	----------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部	課名	生活衛生課																													
施策項目	ライフラインの確保			重点	その他																												
細項目	水道施設の耐震化																																
現 状	<p>〈実施主体〉 市町村</p> <p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が低い管路(石綿セメント管、鑄鉄管等)について、基幹管路を中心に耐震性能を有する管路(ダクタイル鑄鉄管等)への更新を行っている。 ・基幹施設については、耐震診断を行い、優先度の高い施設から、耐震化(耐震補強・更新)を行っている。 <p>県内耐震化の状況(平成22年度末時点)</p> <table border="1"> <tr> <td>基幹管路</td> <td>総延長</td> <td>2,531.7km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震適合性のある管延長</td> <td>288.8km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震適合率</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>基幹施設</td> <td>全施設能力</td> <td>1,064千m³</td> </tr> <tr> <td>(浄水場)</td> <td>耐震化能力</td> <td>254千m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震化率</td> <td>23.9%</td> </tr> <tr> <td>基幹施設</td> <td>全施設容量</td> <td>750千m³</td> </tr> <tr> <td>(配水池)</td> <td>耐震化容量</td> <td>335千m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震化率</td> <td>44.7% (厚労省公表値)</td> </tr> </table> <p>・県内水道事業者は、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱により、災害時には被災事業者に対して、給水車派遣による応急給水を行っている。</p>						基幹管路	総延長	2,531.7km		耐震適合性のある管延長	288.8km		耐震適合率	11.4%	基幹施設	全施設能力	1,064千m ³	(浄水場)	耐震化能力	254千m ³		耐震化率	23.9%	基幹施設	全施設容量	750千m ³	(配水池)	耐震化容量	335千m ³		耐震化率	44.7% (厚労省公表値)
基幹管路	総延長	2,531.7km																															
	耐震適合性のある管延長	288.8km																															
	耐震適合率	11.4%																															
基幹施設	全施設能力	1,064千m ³																															
(浄水場)	耐震化能力	254千m ³																															
	耐震化率	23.9%																															
基幹施設	全施設容量	750千m ³																															
(配水池)	耐震化容量	335千m ³																															
	耐震化率	44.7% (厚労省公表値)																															
課 題	近い将来発生が予想されている南海・東南海地震に備え、災害に強い水道が求められている。																																
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉</p> <p>災害時においても、水道水の安定的な供給を確保するため、老朽管の更新(耐震化)、施設の耐震化等、災害に強い水道施設整備の推進が図られるよう、市町村等水道事業者に対し、適切な助言を行っていく。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p>〈スケジュール〉</p> <p>継続的に行っていく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→									
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																												
					→																												

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>〈取組の方向〉</p> <p>災害に強い水道施設整備の推進が図られるよう、市町村等水道事業者に対し、適切な助言を行っていく。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	県民生活部	課名	航空企画推進課			
施策項目	空港施設の強化			重点	その他		
細項目	施設の耐震・防災対策						
現 状	<p><実施主体>県</p> <p><現状></p> <p>岡山空港は標高約240mの岩盤上に位置し、地震による津波や液状化の恐れはない。建物は耐震性を有しており、滑走路等の基本施設については耐震診断を実施中。</p> <p>岡南飛行場は、児島湖に面した平坦地にあり、大地震時には液状化や津波の被災を受ける区域に入っている。管理事務所、管制塔等は、耐震性を有している。</p>						
課 題	・必要に応じた耐震・防災対策の実施。						
検討結果 又は 対応案	<p><対応案></p> <p>・岡山空港については、耐震調査をもとに、今後、必要となる基本施設の耐震対策を行う。</p> <p>・岡南飛行場については、県地域防災計画見直しによる津波浸水予測図、液状化危険度分布図を参考にしながら、必要な防災対策を実施する。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール></p> <p>平成24年度に東海・東南海・南海3連動地震による岡山空港施設の耐震調査を行う。</p> <p>平成24年度から岡南飛行場施設の浸水防止などの防災対策を実施する。</p>						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	(岡山空港)		→→			
	(岡南飛行場)		→	(必要により対策実施)			

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	必要な耐震・防災対策を実施し、空港の施設強化を進め、地震時に適切に対応できる体制を整える。		
	<施設の耐震・防災対策>		
	現在:	目標:	完了 26年度末

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	土木部	課名	港湾課																													
施策項目	港湾施設の強化			重点	その他																												
細項目																																	
現 状	<p><実施主体> 国(国土交通省)、県</p> <p><取組内容> 大規模地震対策の拠点港湾として宇野港、その補完港として水島港、岡山港において、耐震強化岸壁の整備を促進している。 現行の事業:B項 国直轄港湾事業負担金(H23年当初予算 108,000千円)</p> <p><現状値、目標値等> これまでに3箇所が整備済みであり、1箇所を整備を実施している。 整備済・・・宇野港-10m岸壁(国)、水島港玉島地区-5m岸壁(県)、岡山港-5.5m岸壁(県) 整備中・・・水島港玉島地区-12m岸壁(国)</p> <p><国の検討状況> 国の交通政策審議会港湾分科会において、港湾における津波防災対策の総合的な方針が検討されているところである。今年末にはとりまとめられる予定であり、その後、個別の施設に対する地震動、津波の考え方、設計指針等が示されるものと思われる。</p>																																
課 題	設計での想定地震が「東南海・南海地震」であるのは水島港玉島地区-12m岸壁だけであり、その他3箇所の耐震強化岸壁はそれより前の設計基準に基づいて設計されている。																																
検討結果 又は 対応案	<p><検討結果> 緊急輸送道路ネットワークの整備状況や背後地の整備状況から、現計画と同様に、宇野港を大規模地震対策の拠点港湾とする。</p> <p>継続(整備中)・・・水島港玉島地区-12m岸壁 ・完成予定としている平成24年度を目標に整備を進め、今後示される設計指針等を踏まえ対応を検討する。</p> <p>新規検討(整備済)・・・宇野港-10m岸壁ほか2岸壁 ・宇野港については総合的な方針が示された段階で早期に対応するよう設置者である国に対し働きかける。 ・その他2岸壁についても総合的な方針が示された後、適切に対応する。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④その他(具体的に)</p> <p><スケジュール></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続 (水島港玉島地区-12m岸壁)</td> <td>●</td> <td>→</td> <td>●</td> <td>必要 こより対応策を実施 (時期は未定)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規検討 (その他3箇所)</td> <td>宇野港 ● その他 ●</td> <td>国に対し働きかけ ● 県内部で検討 ●</td> <td>●</td> <td>必要 こより対応策を実施 (時期は未定)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾分科会等</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>→</td> <td>設計指針等 (時期は未定)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	継続 (水島港玉島地区-12m岸壁)	●	→	●	必要 こより対応策を実施 (時期は未定)			新規検討 (その他3箇所)	宇野港 ● その他 ●	国に対し働きかけ ● 県内部で検討 ●	●	必要 こより対応策を実施 (時期は未定)			港湾分科会等	●	○	→	設計指針等 (時期は未定)		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																											
継続 (水島港玉島地区-12m岸壁)	●	→	●	必要 こより対応策を実施 (時期は未定)																													
新規検討 (その他3箇所)	宇野港 ● その他 ●	国に対し働きかけ ● 県内部で検討 ●	●	必要 こより対応策を実施 (時期は未定)																													
港湾分科会等	●	○	→	設計指針等 (時期は未定)																													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>宇野港については、耐震補強等の対応を行うよう設置者である国に対して強く働きかけていく。また、水島港玉島地区-12m岸壁は引き続き整備を促進するとともに、その他整備済み箇所については、国での検討結果を踏まえ、耐震強化岸壁に必要とされる性能を満足するよう、適切に対応を行う。</p> <p><整備目標設定>国において港湾における津波防災対策の総合的な方針が示された段階で整備目標等の設定を行う。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	土木部(都市局)	課名	建築指導課		
施策項目	特定建築物耐震化			重点	その他	
細項目						
現 状	<p><実施主体> 特定建築物(※)の所有者 ※多数の者が利用する建築物として耐震改修促進法に定められた建築物 例:幼稚園や保育園…2階建て以上かつ床面積500㎡以上 事務所、学校、病院、劇場等…3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上</p> <p><取組内容> 大地震の発生時に、人的な被害を軽減するとともに、救出活動や応急復旧活動の迅速化を図るためには、多数の者が利用する建築物の耐震化が重要であることから、県、市町村は所有する特定建築物の耐震化に努めている。 また、一部の市町は民間建築物の耐震診断の補助を実施しており、県は、市町村等に財政支援を行うとともに、協力して普及啓発を実施している。</p> <p>現行の事業: C項 おかやま快適安心まちづくり推進事業 耐震まちづくり推進事業(H23年度当初予算 23,631千円) (うち、建築物診断事業補助金 8,000千円)</p> <p><民間建築物補助実施市町村数> ・民間の建築物の耐震診断: 12市町</p>					
課 題	耐震診断や耐震改修に係る所有者の負担が大きく、なかなか耐震化が進まない。					
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 県有施設については別シートへ。(財産活用課作成) 市町村及び民間所有者に対しては、以下により耐震化促進を働きかける。 ・市町村、民間も含めた特定建築物の耐震化率の把握及び公表(11/14済) ・耐震化の必要な施設を管理する市町村に対し、改修計画の策定を促す ・補助制度等に関する情報提供</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	→					

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	地震のリスクや補助制度に関する情報提供などの普及啓発をこれまで以上に積極的に行うなど、特定建築物の耐震化の一層の促進に努める。
-------	-----------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	土木部(都市局)	課名	建築指導課		
施策項目	個人住宅の耐震化			重点	その他	
細項目						
現 状	<p><実施主体> 住宅の所有者</p> <p><取組内容> 大地震の発生時に、人的な被害を軽減するとともに、救出活動や応急復旧活動の迅速化を図るためには、住宅の耐震化が重要であることから、市町村において木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助を実施している。 県は市町村に財政支援を行うとともに、協力して普及啓発を実施している。</p> <p>現行の事業：C項 おかやま快適安心まちづくり推進事業 耐震まちづくり推進事業(H23年度当初予算 23,631千円) (うち、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業に係る補助金は7,252千円)</p> <p><補助実施市町村数> ・木造住宅の耐震診断：27市町村 ・木造住宅の耐震改修：15市町</p>					
課 題	耐震改修に係る所有者の負担が大きく、なかなか耐震化が進まない。					
検討結果 又は 対応案	<p><対応案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の補助制度を設けていない市町村に、制度の創設を強く働きかける ・地震のリスクの普及啓発や市町村制度の情報提供を行う。 ・既に制度を設けている市町村を含め、個人負担の一層の軽減等を図る。 (軽減策の例) ・補助限度額の引上げ <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> ① 継続 <input checked="" type="radio"/> ② 拡充 <input type="radio"/> ③ 新規検討 <input type="radio"/> ④ その他(具体的に) (該当するものに○) </p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	—————→					

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	地震のリスクや補助制度に関する情報提供などの普及啓発をこれまで以上に積極的に行うなど、個人住宅の耐震化の一層の促進に努める。
-------	----------------------------------------------------------------

岡山県耐震改修促進計画（平成19年1月策定）の概要

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ること等によって、地震による人的及び経済的被害を軽減することを目的とし、10年間の目標とその取組方針を定めた。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標（目標年次は平成27年度）

(1) 住宅 平成17年度末の耐震化率67% → 目標の耐震化率90%

(2) 特定建築物

区 分		H17年度末 の耐震化率 (%)	目標の 耐震化率 (%)
多数の者が利用する建築物	1 災害時の応急活動及び復旧活動の拠点となる建築物	48	100
	2 災害時に救助活動の拠点となる建築物	50	80
	3 不特定多数の者が利用する建築物	61	80
	4 その他の建築物	69	80
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		70	85

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

うち、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修への補助制度の概要は【別紙】

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

4 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【別紙】

(参考) 木造住宅等の耐震診断及び耐震改修への補助制度の概要 (平成23年度)

区分	事業名	対象建築物	補助率			実施市町村数	
			国	県	市町村		
耐震診断 ※1	木造住宅	木造住宅耐震診断事業 専門家による耐震診断等事業に 助成(一般診断)	昭和56年5月以前 の一戸建て住宅	20/42	10/42	10/42	10 ^{※2}
	戸建住宅	戸建て住宅耐震診断事業 知事指定事務所による耐震診断 等事業に助成	木造住宅耐震診断 事業に掲げる以外 の一戸建て住宅	2/6	1/6	1/6	12
	建築物	建築物耐震診断事業 知事指定事務所による耐震診断 等事業に助成	上記以外の建築物	2/6	1/6	1/6	12
耐震改修	木造住宅	木造住宅耐震改修事業 耐震改修等事業に助成	昭和56年5月以前 の一戸建て住宅	11.5%	5.75%	5.75%	15

注) 事業により、限度額の設定があります。

また、木造住宅耐震改修事業は市町により限度額や補助率が異なるため、典型例を示しています。

※1 診断には補強計画後診断を含みます。

※2 ただし、補強計画後診断の補助率は、国2/6、県1/6、市町村1/6です。

地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名	土木部	課名	河川課																				
施策項目	ダム(土木部所管)の耐震性の検証				重点	その他																		
細項目																								
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 国土交通省所管のダムは、河川管理施設等構造令(昭和51年制定、最終平成12年改正)及び同施行規則に基づき、耐震設計を行うこととされており、県内の土木部所管ダムも、構造令の基準に基づいた設計となっている。 構造令施行前のダムについては、当時の設計基準と現行基準との比較検討を行い、現行基準においても堤体の安全性を確認済みである。 なお、国土交通省の調査によれば、平成7年の兵庫県南部地震やこのたびの東日本大震災においても、被災地において、ダムの安全性に直ちに影響を及ぼすような被害は確認されておらず、現行基準による安全性は高いものと考えている。</p> <p><国等の状況> 国土交通省では、レベル2地震動に対する耐震性能を調べる指針として「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)(平成17年3月)を策定し、現在、いくつかの直轄ダムにおいて照査を実施し、指針(案)の内容検証を始めたところであるが、その照査結果や東日本大震災のデータを参考に、改訂の動きもあるように聞いている。 (参考)中国地方整備局管内 指針(案)による照査実施箇所 国:2ダム、他県:岡山県を含み実施箇所なし</p>																							
課 題	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)の導入																							
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 国が現在検証している指針(案)の状況を踏まえた上で、必要に応じて、岡山県においても対応を検討することとする。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に)</p> <p><スケジュール> 当面、国の動向を注視する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
					→																			

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	国が現在検証している指針(案)の状況を踏まえた上で、必要に応じて、岡山県においても対応を検討することとする。
	<整備目標設定>

地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名	農林水産部	課名	耕地課																			
施策項目	ダム(農林水産部所管)の耐震性			重点	その他																		
細項目																							
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 農林水産省所管のダムは、同省制定の土地改良事業計画設計基準(コンクリートダム:昭和27年制定、最終平成15年改正、フィルダム:昭和31年制定、最終平成15年改正)に基づき、耐震設計を行うこととされており、県内の農林水産部所管ダムも、設計基準に基づいた設計となっているが、一部フィルダムは、設計基準制定前に築造されている。</p> <p><国の取組> 農林水産省では、東日本大震災を踏まえ、レベル2地震動に対する耐震設計・照査等を推進することとしており、具体的な検討を始めていると聞いている。</p>																						
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準制定前に築造されたフィルダムについての安全性の検証 ・レベル2地震動に対応する耐震性能照査についての検討 																						
検討結果 又は 対応案	<p><対応案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断を実施し、安全性の検証を行うことを検討する。 ・今後、国から示される耐震設計・照査等の考え方を踏まえ、必要に応じて、岡山県においても対応を検討する。 <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 当面、国の動向を注視しながら、設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断の実施について検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																		
					→																		

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断を実施し、安全性の検証を行うことを検討する。 ・今後の国の動向を注視し、レベル2地震動に対する新たな耐震設計や照査手法等が示されれば、それに基づき適切に対応していく。
	<整備目標設定>

地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名	農林水産部	課名	耕地課														
施策項目	農業用ため池の整備			重点	その他													
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 県、市町村</p> <p><現状> 県下には約1万箇所のため池が点在しており、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が進んでいる。</p> <p><取組内容> ①ハード対策 県では、ため池の整備を県の重点事業の一つに位置づけ、予算を重点配分し、従来から積極的に取り組んでいる。 また、整備にあたっては、ため池を管理している市町村等と十分な協議を行い、緊急性の高いものから、国の設計基準に基づいた整備を計画的に進めている。 ②ソフト対策 ・毎年、梅雨前に、ため池を管理している市町村等と連携して、すべてのため池の点検を実施し、特に老朽化が進んでいると認められたため池については、県が6月と11月の年2回、直接点検を行っている。 ・日常の点検や降雨時の見回りなど管理・監視体制の強化を図るよう管理者に対し助言を行っている。</p>																	
課 題	<p>・ため池整備の一層の促進 ・管理・監視体制の一層の強化</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> ①ハード対策 ・引き続き、県の重点事業として、国の設計基準に基づいた整備を推進する。 ・市町村等のため池管理者と十分協議を行いながら、老朽度や下流地域への影響度など、緊急性に依りて計画的に整備を進める。 ②ソフト対策 市町村等のため池管理者に対し、引き続き管理・監視体制の強化を図るよう助言するとともに、ハザードマップの作成を促していく。</p> <p>①継続 ②拡充 ③新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
					→													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>今後とも、ため池の整備に予算を重点配分し、緊急性の高いものから国の設計基準に基づいた整備を推進する。また、市町村等のため池管理者に対しては、引き続き管理・監視体制の強化を図るよう助言するとともに、ハザードマップの作成を促すなど、ハード・ソフトの両面から、ため池の安全確保に取り組んでいく。</p>
	<p><整備目標設定></p>

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	広域応援体制の充実				重点	その他												
細項目	相互応援協定																	
現 状	<p><実施主体> 県</p> <p><取組内容> 中国5県及び中四国9県、全国知事会単位の各災害時相互応援協定並びに同協定実施要領等に基づき、被災県に対する人的・物的支援等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国5県相互応援協定 H7.7.13締結(H23.1.11改正) ・中四国9県相互応援協定 H7.12.5締結 ・全国知事会相互応援協定 H8.7.18締結(H19.7.12改正) 																	
課 題	<p>東日本大震災を受けて、東海・東南海・南海の3連動地震等が想定される大規模広域災害等に対するより一層の広域的な連携が求められていることなどから、前記各協定に基づく実施要領等をより具体化するとともに、行政機能を喪失するなどした被災地支援を迅速・円滑に行うため、速やかな応援職員の派遣や被災地のニーズに応じた物的支援など、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする広域的な被災地支援制度(カウンターパート方式)等を構築する必要がある。</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p>1 中国ブロック及び中四国ブロック 5月30日、中国地方知事会において、国に対して「防災対策の検証と被災地域への支援方策の確立」等について緊急提言するとともに、「大規模広域的災害への対応」ワーキンググループ会議を設置して検討することを決定</p> <p>(1) 中国ブロック 11月21日、「大規模広域的災害発生時の中国5県の広域支援体制に関する基本合意書」を締結(合意項目～①カウンターパート制の導入、②「中国5県広域支援本部」の設置、③平常時の相互交流)し、引き続き、合意内容等に応じた協定及び実施要領の改正等について協議を継続</p> <p>(2) 中四国ブロック 11月21日、「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を締結(合意項目～①カウンターパートによる相互支援、②中国・四国ブロックにおける「広域支援本部」の設置)し、引き続き、合意内容等に応じた協定及び実施要領の改正等について協議を継続</p> <p>2 全国知事会 12月20日、全国知事会議において、カバー(支援)県体制の確立及び全国知事会の体制と機能の強化について了承され、引き続き、カバー県の具体的な支援内容や県域内市町村等との協働体制等について調整を図りながら、都道府県相互の広域支援体制について協議していく。</p> <p style="text-align: center;">①継続 ②拡充 ③新規検討 ④その他(具体的に)</p> <p><スケジュール> 関連会議等により協議を継続し早期に協定の改定等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">23年度</td> <td style="width: 16.6%;">24年度</td> <td style="width: 16.6%;">25年度</td> <td style="width: 16.6%;">26年度</td> <td style="width: 16.6%;">27年度</td> <td style="width: 16.6%;">28年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">→ (未定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—	→ (未定)				
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
—	→ (未定)																	

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	中国ブロック及び中国・四国ブロック、全国など、関係各機関・団体との連携・調整を図りながら検討を重ね、大規模災害に応じた広域応援体制を確立する。
-------	-------------------------------------------------------------------------

平成23年11月21日

大規模広域的災害発生時の中国5県の広域支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、中国地方において大規模広域的災害が発生し、被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合の広域支援体制について、次のとおり合意する。

1 カウンタートナー制の導入

- (1) 被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）を予め定めたカウンタートナー制を導入し、発災当初から円滑かつ迅速に被災地支援を行う。
- (2) 被災県と支援担当県の組合せについては、隣接県による支援を基本とし、次のとおり第1順位から第4順位までを予め定める。

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

- (3) 支援担当県は、災害発生後速やかに連絡員を派遣し、被災地ニーズを把握するとともに、これに応じた支援を実施する。

2 「中国5県広域支援本部」の設置

- (1) 中国地方知事会会長県に「中国5県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）を設置し、被災状況に応じた、よりの確な支援を行う。
- (2) 広域支援本部は、被災県支援に係る各県との調整をはじめ、四国ブロックとの連携・調整や全国知事会との調整など、広域支援に係る包括的な調整を実施する。

3 平常時の相互交流

この合意に基づく広域支援体制の円滑な運用に資するため、各県防災担当部局職員間の相互交流に努めるものとする。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書5通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

島根県
島根県知事

溝口善兵衛

岡山県
岡山県知事

石井心弘

広島県
広島県知事

湯崎英彦

山口県
山口県知事

二井陶成

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

大規模広域的災害に備えた
中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンタートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンタートによる相互支援

(1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンタートによる相互支援体制を整備する。

【カウンタートの各グループ】



グループ	構成県
グループ1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ4 (緑色)	島根県、山口県、高知県

(2) グループ内の各県は、カウンタートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。
なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。
- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報を集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

鳥取県 平井伸治
鳥取県知事

島根県 溝口善兵衛
島根県知事

岡山県 石井正弘
岡山県知事

広島県 湯崎英彦
広島県知事

山口県 三井隆成
山口県知事

徳島県 飯塚嘉伸
徳島県知事

香川県 浜田恵造
香川県知事

愛媛県 中村晴広
愛媛県知事

高知県 尾崎正直
高知県知事

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	消防保安課																										
施策項目	広域応援体制の充実			重点	その他																								
細項目	消防応援活動調整本部機能の強化																												
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 東南海地震等より岡山県内に甚大な被害が発生し、県内市町村の消防力では対応が困難な状態になった場合、消防庁を通じて県外から緊急消防援助隊の派遣を要請する必要がある。 この時県では、「消防応援活動調整本部」を設置し、被災地を管轄する消防本部の消防隊、県内の消防応援部隊及び県外の緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動に関する調整を行うこととなる。</p>																												
課 題	消防応援活動調整本部は、災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、災害対策本部(防災・危機管理センター)と近接した場所に設置することがよいが、調整本部の設置場所が確保されていないため、設置規程では県庁9階大会議室としており、災害対策本部との密接な連携が図られていない。																												
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 消防応援活動調整本部を県庁舎東側防災・危機管理センター2階集中配備室に併設し、災害対策本部等とのより緊密な連携を確保するとともに、消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することで、防災対策力のさらなる強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 消防応援活動調整本部については、平成24年5月に完成予定。(平成23年度11月補正予算) 消防救急無線のデジタル化に伴う通信システムの整備については、遅くとも平成27年度末までに実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>消防応援活動調整本部の整備</td> <td></td> <td></td> <td>デジタル化移行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>6/1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防救急無線のデジタル化</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		消防応援活動調整本部の整備			デジタル化移行			→			→	6/1			消防救急無線のデジタル化		→	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																								
	消防応援活動調整本部の整備			デジタル化移行																									
	→			→	6/1																								
		消防救急無線のデジタル化		→																									

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することにより、調整本部と消防本部及び緊急消防援助隊等との通信体制が確立され、調整本部での各種情報の収集・整理や部隊の配置・活動調整等が円滑に行われ、緊援隊等の迅速かつ的確な消火・救助活動等の遂行により、「安全・安心の岡山の創造」に寄与する。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部	課名	医療推進課		
施策項目	災害医療体制の整備				重点	その他
細項目						
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 県内8箇所の病院を災害拠点病院として指定し、医療救護要員を対象に、様々な被災状況を想定した研修や訓練を実施している。 DMATを保有する機関との間で「おかやまDMATの出動に関する協定」を締結し、7機関18チームのDMATを編成している。</p>					
課 題	<p>災害時に被災者等に対する医療を安定して提供するためには、災害拠点病院数やDMATチーム数を増やす必要がある。 災害に強い医療提供体制を構築するため、災害拠点病院の施設・設備等の充実を図る必要がある。</p>					
検討結果 又は 対応案	<p>検討結果、スケジュール等</p> <p><対応案> 新たな災害病院及びDMATを整備する。 災害拠点病院の医療資機材やDMAT専用車両等の整備を促進し、災害時における対応能力の強化を図る。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 地域医療再生計画に基づき、平成25年度までの間に重点的に取り組む。</p>					
	<p>・地域医療再生計画 -----></p> <p>・第2次地域医療再生計画></p>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>地域防災計画の見直しに当たって、災害拠点病院やDMATを新たに盛り込む等、災害医療体制の更なる強化に取り組む。 地域医療再生基金を活用することで、平成25年度末までを目途に、災害拠点病院やDMATの能力強化を図る。</p>	
	<p><災害拠点病院数></p> <p>現在：7病院 (H22年度末) 目標： 10病院 (H27年度末)</p> <p><DMATチーム数></p> <p>現在：16チーム (H22年度末) 目標： 20チーム (H27年度末)</p>	

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	消防保安課																					
施策項目	救急救助・消火体制の強化			重点	その他																			
細項目																								
現 状	<p><実施主体> 岡山県・市町村</p> <p><取組内容> 救急救助に関し県は、地域メディカルコントロール体制を構築するとともに、消防防災ヘリやドクターヘリ等の活用による緊急医療体制の連携強化を図っている。市町村は、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行っている。また大規模な消火活動等に関し県は、県内の消防力のみでは対処できない場合、緊急消防援助隊等の派遣を要請している。市町村は、常備消防を活用するとともに、大規模災害については、近隣市町村と相互応援協定等を締結している。また、県消防防災ヘリについては、平成21年10月の運航開始以来、岡南飛行場を暫定的な拠点としている。</p> <p>※メディカルコントロール: 救急救命士を含む救急隊員が救急現場で行う応急処置等の質を医学的観点から保証すること。</p> <p><消防本部数> ・14消防本部</p>																							
課 題	<p>メディカルコントロール体制のより一層の強化や救急救命士の充足率向上及び他のヘリとの更なる連携強化を図る必要がある。また、大規模災害に備え、現在同じ場所を拠点としている県消防防災ヘリ、岡山市消防ヘリ及び県警ヘリについて、リスク分散を図る必要がある。</p>																							
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> メディカルコントロール協議会の議論を踏まえながら、地域のメディカルコントロール体制の強化を図るとともに、救急活動のより一層の充実のための救急振興財団等を活用した救急救命士の養成や消防防災ヘリが有効活用できるよう他のヘリとの連携強化を図る。 また、県消防防災ヘリ拠点の岡山空港への移転・整備を進める。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 平成23年度から継続して着実に取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> <th style="width: 15%;">25年度</th> <th style="width: 15%;">26年度</th> <th style="width: 15%;">27年度</th> <th style="width: 15%;">28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">県ヘリ拠点移転・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		県ヘリ拠点移転・整備					その他				→	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
	県ヘリ拠点移転・整備																							
その他				→																				

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	<p>救急の充実を図るため、メディカルコントロール協議会を活用し、地域のメディカルコントロール体制の充実・強化を図る。また、各消防本部に対し救急活動のより一層の充実のための救急振興財団等を活用した救急救命士の養成を支援する。消防防災ヘリに関しては、他のヘリとの連携・強化について検討を実施するとともに、大規模災害に備え拠点施設の移転を行う。</p>
	<p>< ></p> <p>現在: (〇〇年) 目標: (28年又は独自の目標)</p>

地震・津波対策に係る検討シート

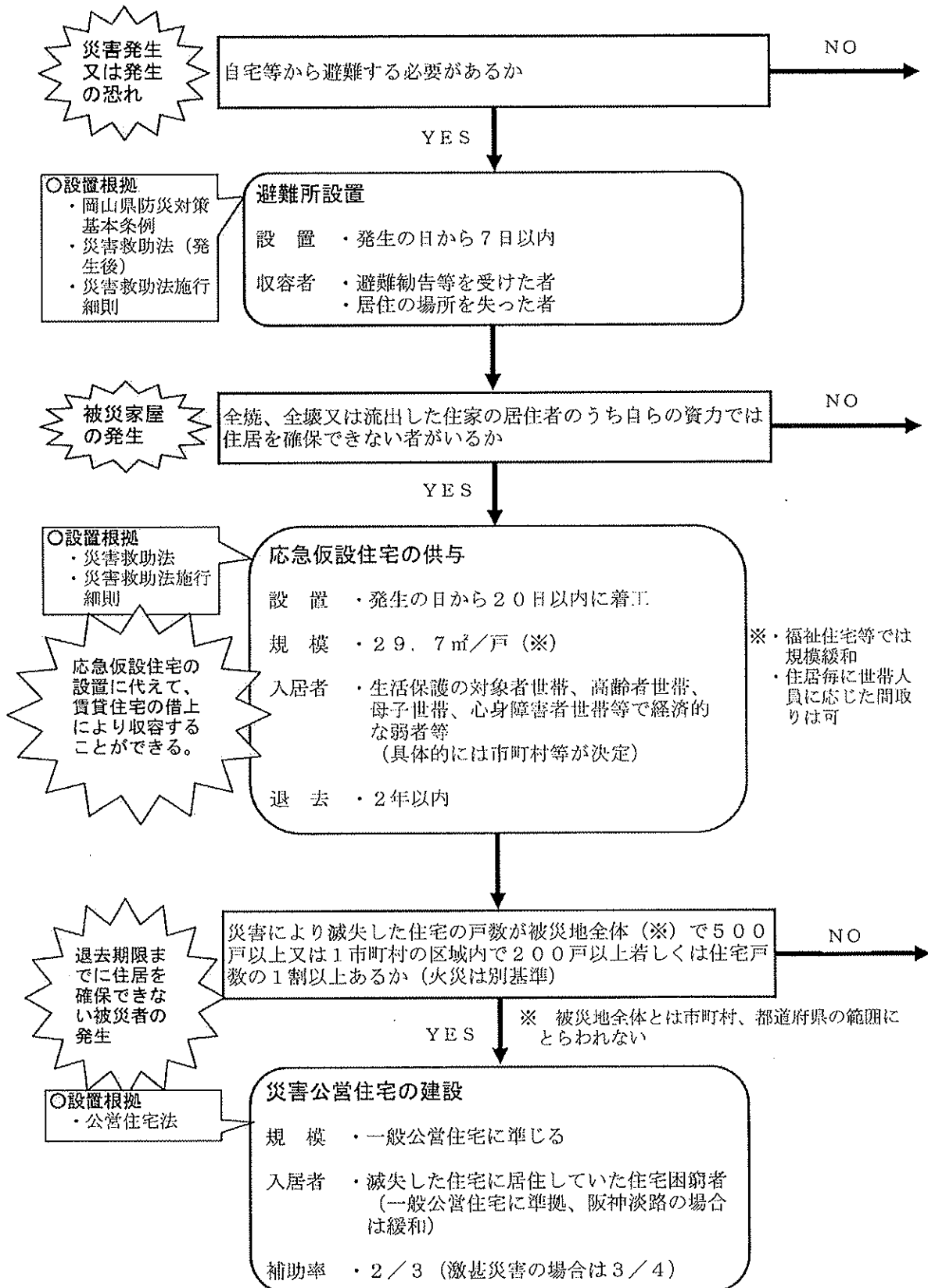
平成23年12月31日現在

担当部課	部名	土木部	課名	住宅課																			
施策項目	被災者の住宅確保			重点	その他																		
細項目	応急仮設住宅の建設																						
現 状	<p><実施主体> 県・市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の設置に係る計画の樹立と実施は、市町村が行う。 ・ 災害救助法を適用した場合は知事が行うが、権限の一部を委任した場合または知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。 <p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村において建設候補地の事前選定を含む応急仮設住宅の設置に係る計画を策定することとなっている。 ・ (社)プレハブ建築協会と協定を締結し、迅速に発注、完成することとしている。 																						
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の応急仮設住宅の設置に係る計画策定の促進 ・ プレハブ以外の応急仮設住宅の設置可能性の研究 																						
検討結果 又は 対応案	検討結果、スケジュール等 ①継続 ②拡充 ③新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)																						
	①継続:市町村による応急仮設住宅の設置に係る計画の策定を促す。 ②新規検討:プレハブ以外の応急仮設住宅の設置について利点や課題を検討する。																						
	①継続 ②新規検討	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">23年度</th> <th style="width: 16.6%;">24年度</th> <th style="width: 16.6%;">25年度</th> <th style="width: 16.6%;">26年度</th> <th style="width: 16.6%;">27年度</th> <th style="width: 16.6%;">28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">県防災計画見直し</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市町村計画策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">供与終了後調査</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">評価・検討</td> </tr> </tbody> </table>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	県防災計画見直し	市町村計画策定							供与終了後調査	評価・検討					
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																		
県防災計画見直し	市町村計画策定																						
		供与終了後調査	評価・検討																				

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対し、応急仮設住宅の設置に係る計画の策定を促す。 ・ プレハブ以外の応急仮設住宅の設置について、工期や仕様、耐久性、資材の流通形態、雇用の創出効果等を調査し、利点や課題を検討する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大規模災害発生に係る居住対策のフロー



第2項 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の余震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

2 基本方針

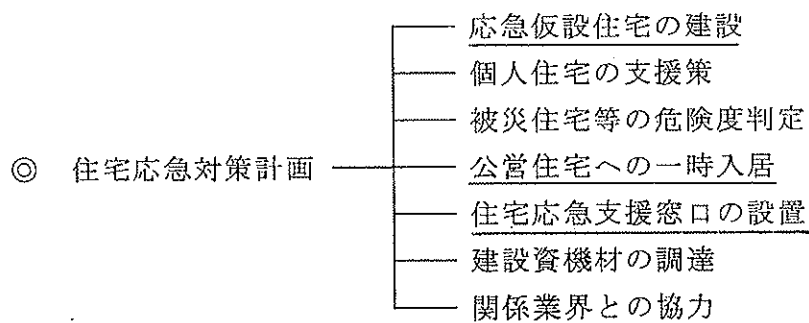
地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

については、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

さらには、地震発生後に危険度判定士により、被災住宅等の危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策



(1) 応急仮設住宅の建設

[県（保健福祉部、土木部）・市町村]

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置

(ア) 応急仮設住宅の設置は、次の基準で設置する。

a 設置予定場所

仮設住宅設置場所は、県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とする。

特に、市町村長は、あらかじめ仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

b 建物の構造及び規模等

軽量鉄骨組立方式とし、1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

c 建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

(イ) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

(ウ) 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。

(エ) 管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町村長の協力を得て県が行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任できる。

(オ) 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

(2) 個人住宅の支援策

[県（保健福祉部、土木部）・市町村]

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、居住のために必要な最小限度の部分について知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事は市町村長に委任することができる。

(イ) 応急修理の内容

a 災害によって住家が半壊又は半焼したものであること。

b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1カ月以内に完成するものとする。

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	保健福祉部		課名	保健福祉課	
施策項目	食糧、飲料水、生活必需品等の確保				重点	その他
細項目						
現 状	<p>〈実施主体〉 市町村</p> <p>〈現状等〉 通常市町村が備蓄することとなっている救援物資は、大規模災害時には県が広域的な支援を行うこととなっており、県として、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品の備蓄を行っているところである。 また、円滑に備蓄が供給できるようマニュアルを策定し、防災担当者向け会議等各種機会を捉えて市町村等へ周知を行っている。</p>					
課 題	従来から必要に応じ、品目追加等のマニュアル改定を行っているが、今般の東日本大震災を受け、被害想定や防災計画等の見直しが求められている。					
検討結果 又は 対応案	<p>〈検討結果等〉</p> <p>東日本大震災を受け、被害想定等の見直しが進む中で、想定される避難者数の増加が見込まれるため、必要となる備蓄の量や質に対する検討を進める。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p>					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
						→

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	被害想定等の見直しが進む中で、必要となる備蓄の量や質に対する検討を進める。
-------	---------------------------------------

大規模災害時における救援物資要請マニュアル

(市町村・県用)

1 基本的な考え方

大規模災害発生時に市町村は、自ら被災住民に供給する救援物資を調達することが困難な場合には、県へ物資の調達を要請する。

要請に際しては、岡山県地域防災計画の規定によるほか、このマニュアルに定めるところによる。

2 救援物資の品目

市町村が県に調達を要請する物資は、原則として別表に掲げる品目とする。

3 関係機関の役割

(1) 市町村

確保すべき救援物資の品目・必要数量を把握し、自ら調達することが困難な物資については、県民局（健康福祉部）又は地域事務所（地域総務課）を經由して県保健福祉部（保健福祉課）に文書（別紙様式）をもって調達を要請する。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

物資の搬入場所を定め、そこから避難所等への戸別配送を行うとともに受納状況を県民局又は地域事務所を經由して県保健福祉部へ報告する。

(2) 県

1) 県民局又は地域事務所

管内市町村の要請・受納状況を、保健福祉部へ報告する。

なお、県民局又は地域事務所に備蓄する物資について、緊急に市町村の要請に対応する必要がある場合、要請に対応した後、対応状況について保健福祉部へ報告する。

2) 本庁

① 保健福祉部

市町村からの要請をとりまとめ、品目に応じて関係部（課）へ調達の指示を行うとともに、その措置状況及び市町村の受納状況の確認を行う。

② 関係部（課）

流通備蓄品については、各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請するとともに、その措置状況を保健福祉課へ報告する。また、県が保有する備蓄品についても、措置状況について保健福祉課へ報告する。

- ア 食糧（米穀、乾パン等）……………農林水産部（農政企画課）
- イ 医薬品……………保健福祉部（医薬安全課）
- ウ LPガス……………（消防保安課）
- エ その他生活必需品……………産業労働部（産業企画課）
- オ アルファ米、簡易トイレ……………保健福祉部（保健福祉課）
- カ 国際救援物資備蓄品……………県民生活部（国際課）

4 費用の負担

物資代金（輸送代金を含む。）は、供給を受けた市町村の負担とする。

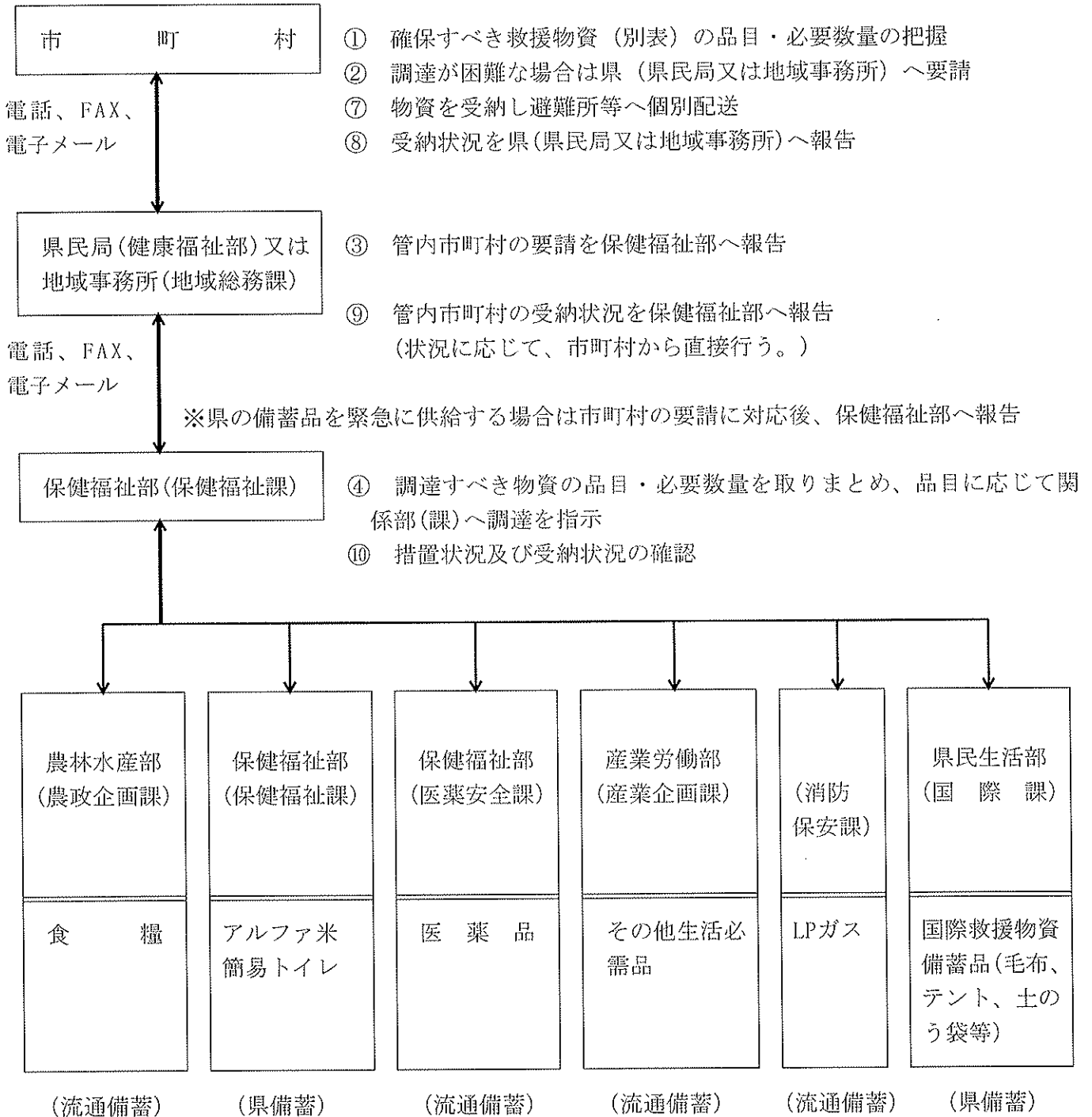
ただし、災害救助法適用市町村についてはこの限りではない。

物資代金は、業者等へは協定等に基づき県が支払いを行い、その後県は供給を受けた市町村に請求を行うものとする。

市町村から県への救援物資要請フロー

基本的な考え方

大規模災害発生時に市町村は、自ら被災住民に供給する救援物資を調達することが困難な場合には、県へ物資の調達を要請する。



⑤ 各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請

⑥ 措置状況を保健福祉課へ報告

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	産業労働部	課名	産業企画課													
施策項目	食糧、飲料水、生活必需品等の確保			重点	その他												
細項目																	
現 状	<p><実施主体> 県</p> <p><取組内容> 災害発生時における食糧、飲料水、生活必需品等の物資の調達を受けることを内容とする協定を締結している。</p> <p><締結実績> ・コンビニエンスストア((株)サークルKサンクス、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン) H19. 1. 17締結 ・岡山県流通情報懇話会(県内スーパー11社) H12. 9. 13締結</p>																
課 題	<p>これまで、コンビニエンスストアや県内スーパーが加盟する団体と物資の調達に関する協定を締結しているが、東日本大震災のような複数県にわたって広域的に被害を及ぼすような災害の発生も予想されることから、締結数を増やす必要がある。</p>																
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 大規模災害が発生した際には、相当量の生活必需品等の物資が必要となることから、そうした物資を大量に取り扱う、例えばホームセンター等との協定について検討し、締結可能な企業、団体等と積極的に締結する。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 直ちに実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">—————▶</td> </tr> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—————▶					
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
—————▶																	

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>大規模災害発生時における大量の生活必需品等の需要に対応するため、災害時協力協定を拡充していく。</p>
	<p><締結団体数></p> <p>現在：6団体 (H23.4.1現在) 目標： 出来る限り拡充する</p>

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	農林水産部	課名	農産課		
施策項目	食糧、飲料水、生活必需品等の確保			重点	その他	
細項目	災害応援食糧の確保及び供給業務					
現 状	<p><実施主体> 岡山県</p> <p><取組内容> 市町村が地元で食糧を確保することが前提であるが、「災害時における応急対策マニュアル」に定めたとおり、県へ調達要請があった場合、政府米は農林水産省本省へ、生鮮食料品は全農岡山県本部へ連絡し、要請のあった市町村への配送手配を依頼する。</p>					
課 題	生鮮食料品(野菜等)は調達不可能な時期がある。					
検討結果 又は 対応案	<p>①継続 ・災害時における応急対策マニュアルに従い、要請に応じて対応する。</p> <p>なお、課題である生鮮食料品(野菜等)は、調達可能なものを優先的に調達し、地元や県内で調達が不可能なものの要請があれば、市場流通しているものを配送手配する。</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	→					

〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	市町村が地元で食糧を確保することが前提であるが、県へ調達要請があった場合、政府米、生鮮食料品について、要請のあった市町村への配送手配を依頼する。
-------	--------------------------------------------------------------------------

(別紙2)

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名 環境文化部	課名 循環型社会推進課																					
施策項目	廃棄物処理体制の整備	重点	その他																				
細項目																							
現 状	<p><実施主体> 市町村(災害廃棄物の処理)</p> <p><取組内容> 災害廃棄物の処理については、国の震災・水害廃棄物対策指針に基づき、市町村は震災・水害廃棄物処理計画を策定し、県は市町村の要請に基づき他市町村の施設での処理等に関し必要な調整を行うとともに、さらに広域的な処理が必要な場合は、国と連携し支援の調整を行うことが基本的な役割とされている。 (参考) 今回の東日本大震災では、甚大かつ広範囲に被害が及んでおり、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める必要があることから、国はH23.5に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」を策定し、処理推進体制(国、県、市町村の役割分担)、財政措置、処理方法、スケジュール等を示している。</p> <p><現状> 災害廃棄物の処理は、当該市町村の施設等による処理が基本となるが、大量の場合には他市町村等の施設で処理を行う必要がある。その場合、県は、市町村の要請に基づき必要な調整を行っている。また、災害廃棄物の処理には関係業者の協力も不可欠であることから、県ではH17に社団法人岡山県産業廃棄物協会、H22に岡山県環境整備事業協同組合と、災害時の協力協定を締結している。</p>																						
課 題	災害廃棄物は、市町村のごみ処理施設等を活用し処理が行われるため、施設の計画的な整備、更新等が必要である。																						
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 市町村に対し、ごみ処理施設等の適切な維持管理とともに、施設の新設・改良等の計画が着実に進められるよう助言等に努めていく。</p> <p style="text-align: center;">①継続 ②拡充 ③新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><スケジュール> 従来より助言に努めているが、引き続き取り組んでいく。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">23年度</th> <th style="width: 16.6%;">24年度</th> <th style="width: 16.6%;">25年度</th> <th style="width: 16.6%;">26年度</th> <th style="width: 16.6%;">27年度</th> <th style="width: 16.6%;">28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—	—	—	—	—	—						→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																		
—	—	—	—	—	—																		
					→																		

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	市町村に対し、ごみ処理施設等の適切な維持管理とともに、施設の新設・改良等の計画が着実に進められるよう必要な助言等に努めていく。
-------	-----------------------------------------------------------------

地震・津波対策に係る検討シート

平成23年12月31日現在

担当部課	部名	課名	危機管理課															
施策項目	復旧・復興体制の整備				重点	その他												
細項目																		
現 状	<p><実施主体> 県</p> <p><取組内容> 県下に発生した大規模災害の復旧を出来るだけ速やかに行うため、岡山県災害復旧支援本部を設置し、県の災害復旧支援の総合調整及び検討を行うとともに、市町村の災害復旧対策への支援に係る連絡調整を行う。</p>																	
課 題	<p>災害復旧に対する支援等に関しては災害復旧支援本部を設置し、全庁的な調整や検討を行う体制を整えているが、復興計画の迅速・的確な作成と実施のための体制が整備されていない。</p>																	
検討結果 又は 対応案	<p><対応案> 災害からの復興は地方公共団体の責務であり、被災地方公共団体において復旧・復興に取り組むこととなるため、復興計画の作成、他の地方公共団体との広域調整等、復興のための体制を検討し、早期に体制整備を図る。 復興のテーマとしては、生活復興、経済産業復興、都市復興等が考えられ、これらのテーマについて体制を検討していく。 なお、市町村では、被害の調査から罹災証明発行後までの復旧・復興業務を迅速・適切に進めることができるよう、平常時から住民情報の基盤整備や被災後に想定される業務フローが整理されていることが望まれる。</p> <p>① 継続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に) (該当するものに○)</p> <p><開始時期> 平成24年度</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">23年度</td> <td style="width: 12.5%;">24年度</td> <td style="width: 12.5%;">25年度</td> <td style="width: 12.5%;">26年度</td> <td style="width: 12.5%;">27年度</td> <td style="width: 12.5%;">28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
					→													

<今後の取組の方向と目標値>

取組の方向	<p>被災後の県・市町村や県民、企業等による行動に着目し、生活復興、経済産業復興、都市復興の3つのテーマ別に、復興のために必要な体制の整備を検討する。</p> <p>市町村に、平常時から住民情報の基盤整備や被災後に想定される業務フローの整理を行うよう助言する。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------